

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年3月



株式会社グローバルウェイ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式234,600千円（見込額）の募集及び株式82,800千円（見込額）の売出し（引受人の貢取引受による売出し）並びに株式53,820千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年3月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社グローバルウェイ

東京都港区三田二丁目14番5号

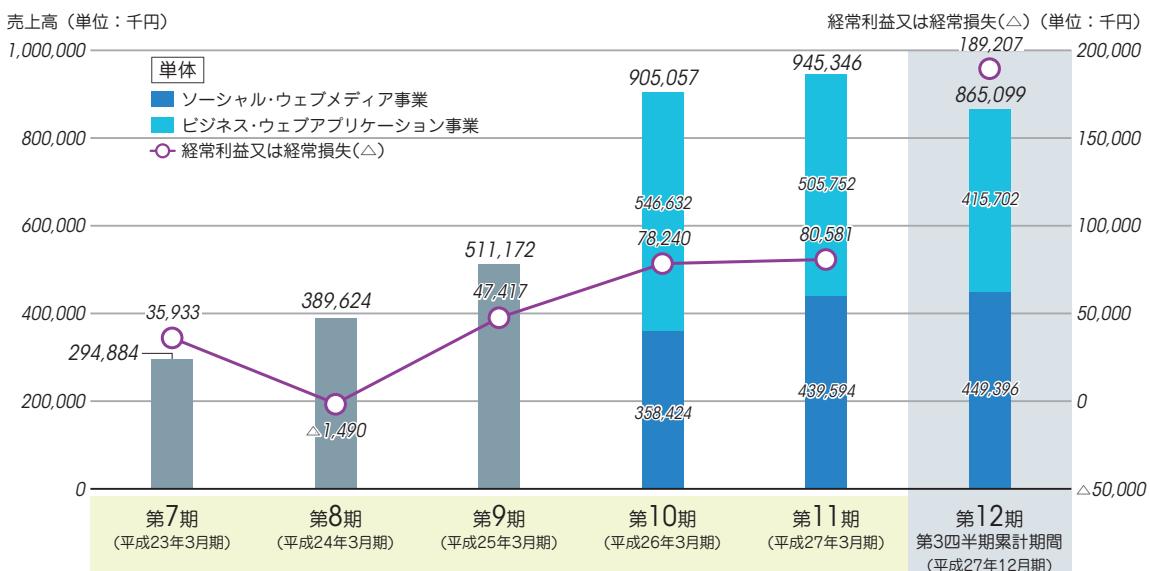
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

（1）事業の概況

当社は、事業の種類別にソーシャル・ウェブメディア事業とビジネス・ウェブアプリケーション事業の2つを報告セグメントとしております。ソーシャル・ウェブメディア事業ではITシステムに対する理解を強みとして、社会人や就職活動生（以下、「求職者」という。）を対象とするインターネット情報サイト運営及びIT業界等を中心とした人材紹介サービス、ビジネス・ウェブアプリケーション事業ではクラウド領域に特化したシステム導入及びソフトウェア製品の開発を展開しております。

当社が提供するインターネット情報サイトの利用者やクラウドシステムの導入企業にとって利便性の高いサービスを提供するため、各事業で培った技術、ノウハウを互いに活用し、企画からシステム開発、運営までを一貫して社内で手掛ける体制を構築しております。

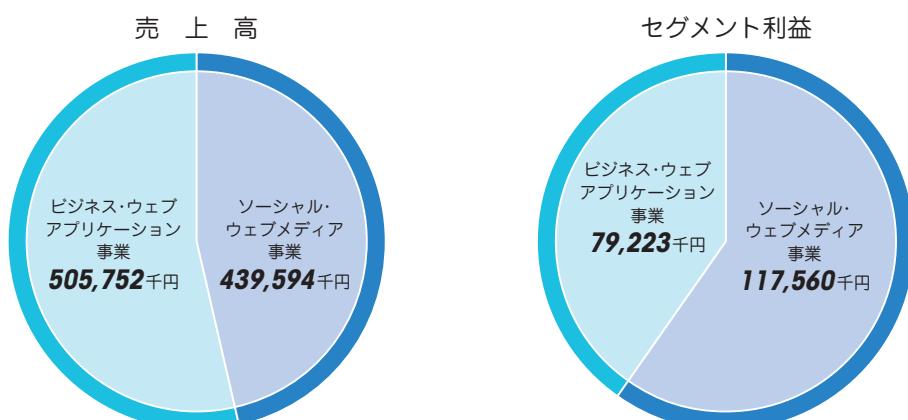
● 売上高と経常利益又は経常損失（△）の構成



（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期、第8期及び第9期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

● 第11期（平成27年3月期）のセグメント情報

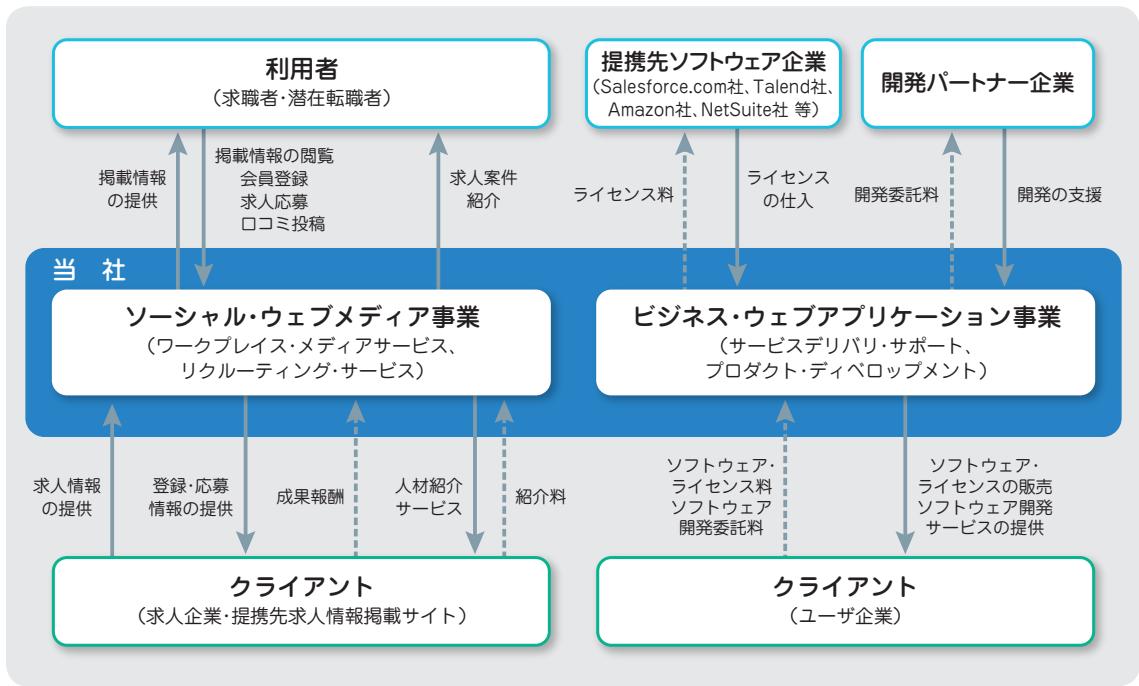


（注）1. セグメント利益の調整額△117,046千円は各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 事業の内容

事業系統図



1. ソーシャル・ウェブメディア事業

当社のソーシャル・ウェブメディア事業は、企業の口コミ情報（「企業の年収・評判」）、口コミ情報等を基にしたニュース記事（「企業ニュース」）、求人情報（「転職・求人」）等を取扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」をインターネット上にて運営しているワークプレイス・メディアサービスと、当社の転職コンサルタントが求人企業に求職者の紹介（有料職業紹介）を行うリクルーティング・サービスから構成されています。

(1) ワークプレイス・メディアサービス

ワークプレイス・メディアサービスでは「キャリコネ」の運営をしております。

キャリコネの概要

日本における求人情報掲載サイトの多くは求人企業からの情報掲載料により運営されているため、求人企業が発信する情報は広告的要素が強調される傾向があります。これらの求人情報からは企業の働く環境の実態を把握することができず、求職者は自分に適した求人を見極めるのが困難となっております。これに伴い、求職活動に興味を持っていても実際の活動に至らない場合や求職活動中にどの企業に応募してよいか判断がつかない場合も多く、結果として企業における採用機会の損失や採用後の定着率の低下といった雇用のミスマッチが生まれております。このような状況において、求人企業と求職者間の情報格差を解消し、求職者の就職・転職情報に対するリテラシーを向上させるとともに、企業自身が自社の評判や評価を意識し労働環境の改善や労働者との対話を図ることを推進する目的で平成21年4月より「キャリコネ」を運営しております。

「キャリコネ」が求職者に提供する情報は 「企業の年収・評判」、「企業ニュース」、「転職・求人」の3つから成ります。

■主要な3つのコンテンツ

III. 企業ニュース



口コミ情報等を基にライターが取材を行った記事等

I. 企業の年収・評判



登録者から得た企業の口コミ情報



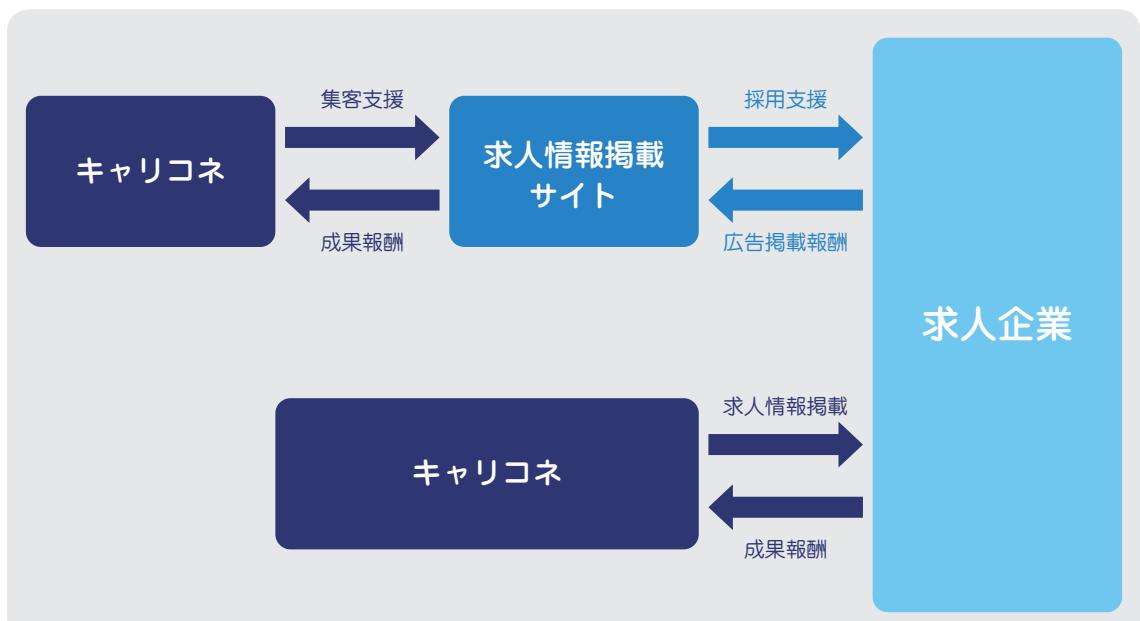
II. 転職・求人



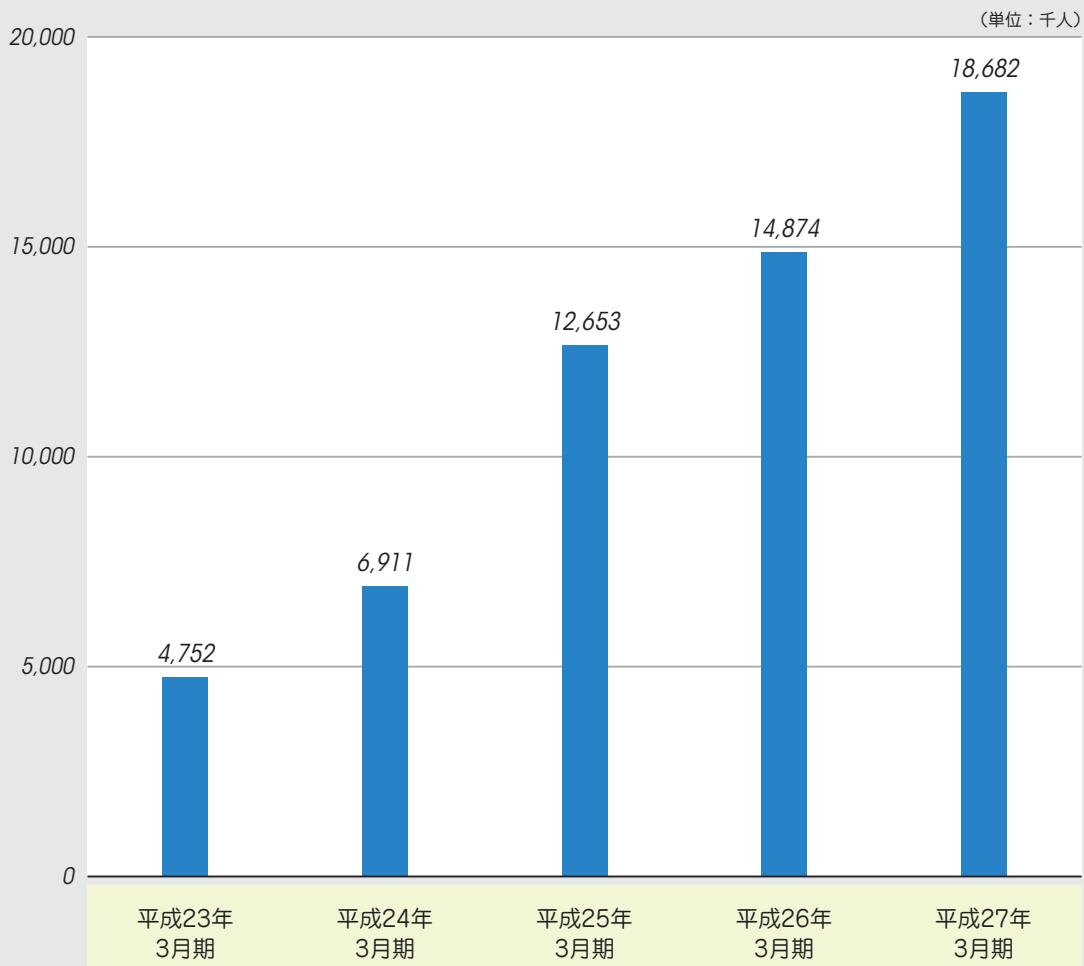
当社が求人企業から直接掲載を依頼された求人情報と当社が提携する求人情報掲載サイトの求人情報を掲載

○ キャリコネの収益モデル

ワークプレイス・メディアサービスの主な収益は以下の3つの成果報酬です。1つめは、当社サイト利用者が「キャリコネ」に会員基本登録又は転職サービス会員登録を行う際、提携する求人情報掲載サイト又は人材紹介会社に「キャリコネ」への登録情報を同時登録する場合に同時登録先から得る成果報酬となります。「キャリコネ」では、「企業の年収・評判」の情報閲覧や転職サービスの利用に口コミの投稿又は職歴等の登録を伴う会員登録が必要しております。会員登録時に利用者が希望すれば、当社と提携する求人情報掲載サイト又は人材紹介会社にも同時に会員登録、職歴登録を行うことができます。2つめは、「転職・求人」を通じて提携先求人情報掲載サイトの求人に応募が行われた場合の成果報酬であります。3つめは、当社が求人企業から直接掲載を依頼された求人情報を介して求人企業が採用に成功した場合の成果報酬となります。



●当社ウェブサイトの年間訪問者数



(注) 年間訪問者数とは、決まった集計期間内にウェブサイトに訪問したユニーク・ユーザーの数を表す数値です。集計期間内なら同じウェブサイトに同一ユーザーが複数回訪問した場合でも、1ユニーク・ユーザーとしてカウントされます。

(2) リクルーティング・サービス

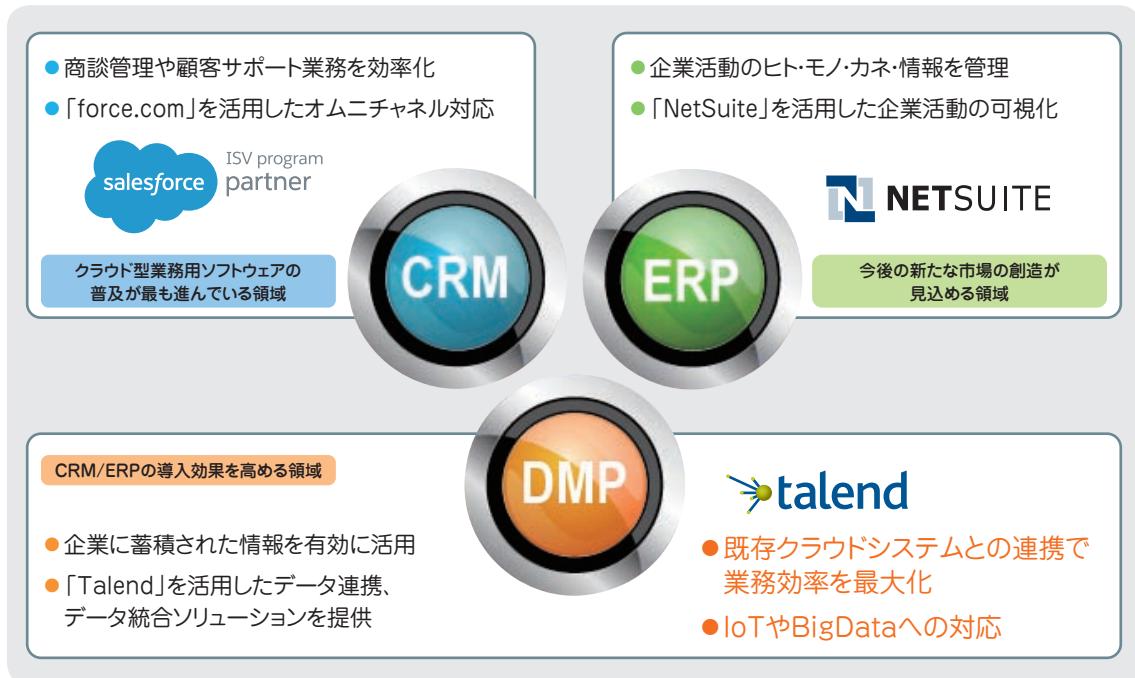
リクルーティング・サービスでは当社転職コンサルタントが、外資系、メディカル、コンサルティング、IT業界を中心として、求人企業及び求職者の直接依頼に基づく有料職業紹介サービスを行っております。

2. ビジネス・ウェブアプリケーション事業

ビジネス・ウェブアプリケーション事業は、Salesforce.com社やNetSuite社等が提供するクラウド型業務用ソフトウェアを顧客のニーズに併せてカスタマイズ開発するサービスデリバリ・サポートと「Salesforce」や「NetSuite」等のソフトウェアから汎用性の高い機能を選別して自社開発した業務用ソフトウェアをサービスデリバリ・サポート等の顧客にライセンス販売するプロダクト・ディベロップメントから構成されております。

(1) サービスデリバリ・サポート

サービスデリバリ・サポートでは、3つの領域において、顧客のビジネスモデルや商習慣に合わせた形でクラウド型業務用ソフトウェアをカスタマイズして提供しております。



(2) プロダクト・ディベロップメント

プロダクト・ディベロップメントでは、「Salesforce」や「NetSuite」と連携して動作するクラウド型業務用ソフトウェアを開発し、「Voxer」の名称でライセンス販売しております。

製品の例



興行やイベント等を運営する企業におけるスタッフのスケジュールや機材等のリソースを効率的に管理



従業員の勤怠管理に加えて、サービス業向けにプロジェクト工数の予算と実績を管理する機能を付与



精密機器メーカー等、販売品目の多い企業における見積り作業を自動化し、見積りに係る業務工数を削減

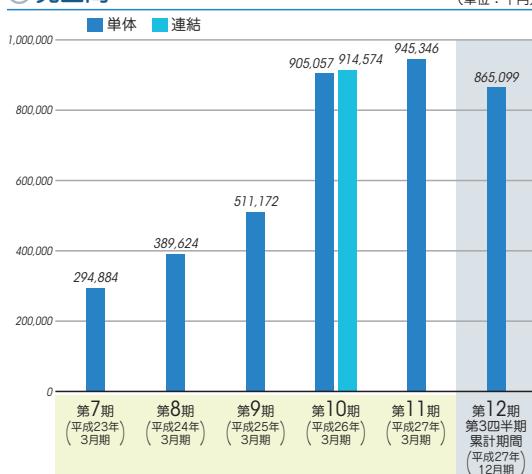
3 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

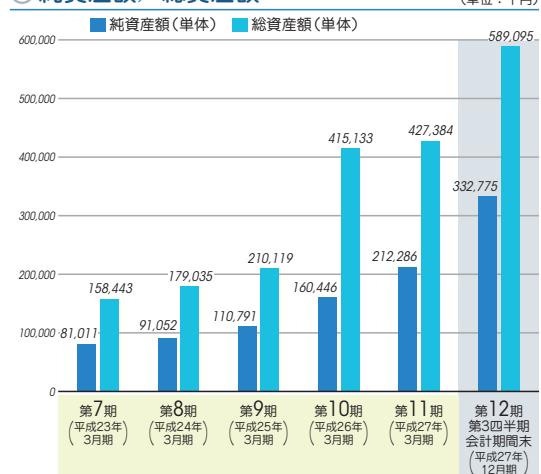
(単位:千円)

回 次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 第3四半期
決 算 年 月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年12月
(1)連結経営指標等						
売上高				914,574	—	
経常利益				74,629	—	
当期純利益				49,695	—	
包括利益				48,000	—	
純資産額				—	—	
総資産額				—	—	
1株当たり純資産額 (円)				—	—	
1株当たり当期純利益金額 (円)				48.04	—	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)				—	—	
自己資本比率 (%)				—	—	
自己資本利益率 (%)				—	—	
株価収益率 (倍)				—	—	
営業活動によるキャッシュ・フロー				120,004	—	
投資活動によるキャッシュ・フロー				△19,955	—	
財務活動によるキャッシュ・フロー				—	—	
現金及び現金同等物の期末残高				199,500	—	
従業員数 (人)				—	—	
(外、平均臨時雇用者数)				(—)	(—)	
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	294,884	389,624	511,172	905,057	945,346	865,099
経常利益又は経常損失(△)	35,933	△1,490	47,417	78,240	80,581	189,207
当期(四半期)純利益	25,752	10,040	19,739	49,655	51,839	120,488
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	48,160	48,160	48,160	48,160	48,160	48,160
発行済株式総数 (株)	25,864	25,864	103,456	103,456	103,456	1,034,560
純資産額	81,011	91,052	110,791	160,446	212,286	332,775
総資産額	158,443	179,035	210,119	415,133	427,384	589,095
1株当たり純資産額 (円)	3,132.20	3,520.42	1,070.90	155.09	205.20	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	995.70	388.22	190.80	48.00	50.11	116.46
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.13	50.86	52.73	38.65	49.67	56.49
自己資本利益率 (%)	37.80	11.67	19.56	36.61	27.81	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	122,828	4,105	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△16,062	4,401	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	199,500	208,007	—
従業員数 (人)	18	25	31	46	57	—
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(4)	(3)	(4)	(2)	(—)

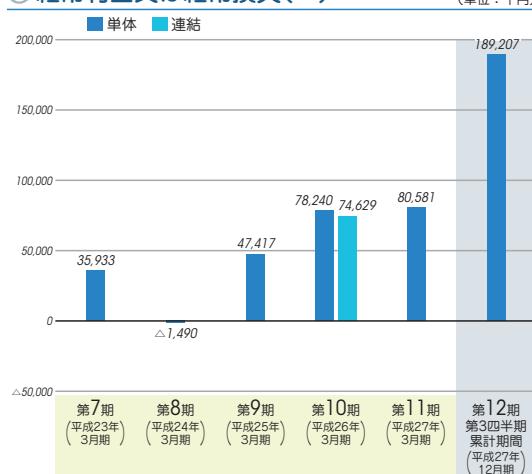
●売上高



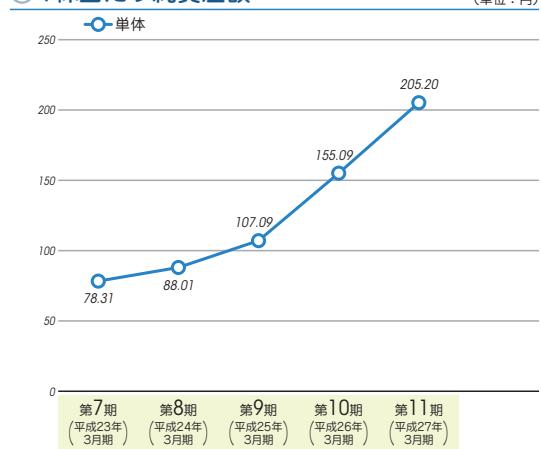
●純資産額／総資産額



●経常利益又は経常損失(△)

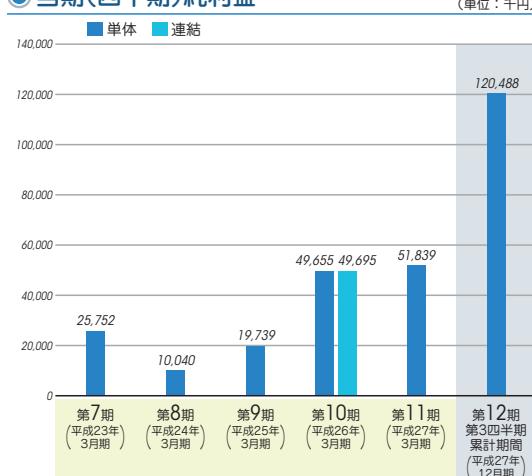


●1株当たり純資産額

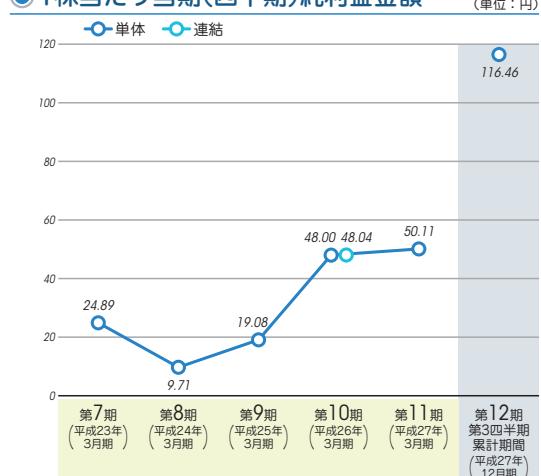


(注) 平成25年1月31日付で株式1株につき4株の分割を、平成27年11月20日付で株式1株につき10株の分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われると仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

●当期(四半期)純利益



●1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 平成25年1月31日付で株式1株につき4株の分割を、平成27年11月20日付で株式1株につき10株の分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われると仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	54
4. 株価の推移	54
5. 役員の状況	55
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	56

第5 経理の状況	60
1. 財務諸表等	61
(1) 財務諸表	61
(2) 主な資産及び負債の内容	96
(3) その他	97
第6 提出会社の株式事務の概要	98
第7 提出会社の参考情報	99
1. 提出会社の親会社等の情報	99
2. その他の参考情報	99
第四部 株式公開情報	100
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	100
第2 第三者割当等の概況	102
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	102
2. 取得者の概況	104
3. 取得者の株式等の移動状況	112
第3 株主の状況	113
[監査報告書]	117

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年3月16日	
【会社名】	株式会社グローバルウェイ	
【英訳名】	Globalway, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 各務 正人	
【本店の所在の場所】	東京都港区三田二丁目14番5号	
【電話番号】	03-5441-7193 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山本 慶一	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田二丁目14番5号	
【電話番号】	03-5441-7193 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山本 慶一	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	234,600,000円
	ブックビルディング方式による募集	
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	82,800,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	53,820,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000 (注) 3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成28年3月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成28年3月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成28年3月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成28年3月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年4月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成28年3月31日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	234,600,000	138,000,000
計（総発行株式）	100,000	234,600,000	138,000,000

（注） 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,760円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,760円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は276,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年4月12日(火) 至 平成28年4月15日(金)	未定 (注) 4	平成28年4月18日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年3月31日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年4月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成28年3月31日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成28年4月11日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成28年3月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成28年4月11日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成28年4月19日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込みに先立ち、平成28年4月4日から平成28年4月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		1 買取引受けによります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	2 引受人は新株式払込金として、平成28年4月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	100,000	—

(注) 1 引受株式数は、平成28年3月31日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

- 2 上記引受人と発行価格決定日（平成28年4月11日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、1,300株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
276,000,000	6,000,000	270,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,760円）を基礎として算出した見込額であります。平成28年3月31日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額270,000千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限53,520千円については、①広告宣伝費、②採用費及び人件費、③設備資金に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

- ① ソーシャル・ウェブメディア事業（注1）における当社ウェブサイトの訪問者数増加のための広告宣伝費の一部として55,820千円（平成29年3月期：14,890千円、平成30年3月期：40,930千円）、ビジネス・ウェブアプリケーション事業（注1）における提携先ソフトウェア企業が主催するイベント・セミナーへの出展費用の一部として20,934千円（平成29年3月期：9,717千円、平成30年3月期：11,217千円）
- ② ソーシャル・ウェブメディア事業部、ビジネス・ウェブアプリケーション事業部、管理部における人材の採用費及び人件費として117,265千円（平成29年3月期：43,145千円、平成30年3月期：74,120千円）
- ③ 業務効率向上を目的とした管理基幹システム構築のための設備資金として12,000千円（平成29年3月期：12,000千円）

なお、上記使途以外の残額は将来における当社サービスの成長に寄与する支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注1) 事業内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の項をご参照下さい。

(注2) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年4月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	30,000	82,800,000	Shanghai, China ジュン・ヤン 20,000株 東京都目黒区 渡辺 信明 10,000株
計(総売出株式)	—	30,000	82,800,000	—

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。

- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,760円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 4月12日(火) 至 平成28年 4月15日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年4月11日）に決定いたします。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成28年4月11日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成28年4月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
	ブックビルディング方式	19,500	53,820,000 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	19,500	53,820,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成28年4月19日から平成28年5月13日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,760円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 4月12日(火) 至 平成28年 4月15日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年4月11日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成28年4月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成28年4月19日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのためには、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成28年3月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 19,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成28年5月18日（水）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区芝五丁目33番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年5月13日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出しであるジュン・ヤン及び渡辺信明、並びに当社の株主である各務正人、株式会社ディスコ、株式会社インテリジェンス、佐藤三朋、各務香奈恵、山本慶一、太田達志、黒田真行、宮内郁美、吉村英明、ウルバート・ダニエル、高家学久、鶴見昌久、小山義一、氏家英男、服部晃、塙田聖及びバルビエリ・アンドレアは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成28年7月17日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社の新株予約権を保有する宮内郁美、伊部祐美子、吉村英明、山本慶一、ウルバート・ダニエル、鶴見昌久、下川佳孝、高家学久、小山義一、石井賢一、山本眞弓、太田達志、氏家英男、松永ハルオ、服部晃、リード・イライジヤ、梶川洋司、庄村純、塙田聖、バルビエリ・アンドレア、小方恒紀、古瀬賢一、森裕介、西原勝也、茂木豊、森正則、小野俊樹、後藤悠太、国吉央起、藤城ハリー、糸数康文、川田詩織、大高大輔、神田真世、佐藤明日香、室井康江及び富永ゆきのは、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等（ただし、新株予約権行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	914,574	—
経常利益 (千円)	74,629	—
当期純利益 (千円)	49,695	—
包括利益 (千円)	48,000	—
純資産額 (千円)	—	—
総資産額 (千円)	—	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—
1株当たり当期純利益金額 (円)	48.04	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	—	—
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	120,004	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△19,955	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	199,500	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	— (—)	— (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 連結子会社であった株式会社ハラキリは平成26年3月28日に清算終了したことから、第10期末において、連結子会社が存在しないため、第10期の連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、第10期の純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数は記載しておりません。
- 当社は、第10期より連結財務諸表を作成しております。第10期は連結貸借対照表を除く連結財務諸表を作成しておりますが、第11期は連結子会社が存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。なお、第10期の連結財務諸表については、公認会計士等による監査を受けておりません。
- 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第10期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 当社は平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	294,884	389,624	511,172	905,057	945,346
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	35,933	△1,490	47,417	78,240	80,581
当期純利益 (千円)	25,752	10,040	19,739	49,655	51,839
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	48,160	48,160	48,160	48,160	48,160
発行済株式総数 (株)	25,864	25,864	103,456	103,456	103,456
純資産額 (千円)	81,011	91,052	110,791	160,446	212,286
総資産額 (千円)	158,443	179,035	210,119	415,133	427,384
1株当たり純資産額 (円)	3,132.20	3,520.42	1,070.90	155.09	205.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	995.70	388.22	190.80	48.00	50.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.13	50.86	52.73	38.65	49.67
自己資本利益率 (%)	37.80	11.67	19.56	36.61	27.81
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	122,828	4,105
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△16,062	4,401
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	199,500	208,007
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	18 (1)	25 (4)	31 (3)	46 (4)	57 (2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 持分法を適用した場合の投資利益は、第7期、第8期、第9期、第11期は関連会社がないため、第10期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
- 第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第7期、第8期及び第9期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 第7期、第8期、第9期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 当社は平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 平成25年1月31日付で普通株式1株につき4株の分割を、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてもすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	78.31	88.01	107.09	155.09	205.20
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.89	9.71	19.08	48.00	50.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

設立後の事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成16年10月	東京都港区において、グローバル・ショッピングコミュニティサイトの企画・開発・運営を事業目的として、ユニーク・エクスペリエンス株式会社を設立
平成16年12月	「D J Mシステムズ株式会社」に社名変更
平成17年12月	子会社「各路為系統信息技术（上海）有限公司」を設立（平成21年4月 清算結了）
平成18年1月	「株式会社グローバルウェイ」に社名変更
平成18年11月	第三者割当増資により資本金を33,160千円とする
平成21年4月	ソーシャル・ウェブメディア事業において、口コミ情報、求人情報等を取り扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」を提供開始
平成22年3月	第三者割当増資により資本金を48,160千円とする
平成23年1月	ビジネス・ウェブアプリケーション事業において、Google社と代理店契約を締結。「GoogleApps」の販売代理店としてクラウド型業務用ソフトウェアの提供を開始
平成24年2月	ISMS ISO27001認証を全社にて取得
平成24年7月	子会社「株式会社ハラキリ」を設立（平成26年3月 清算結了）
平成24年8月	ビジネス・ウェブアプリケーション事業において、データの統合・連携基盤を提供するTalend社とゴールド・システムインテグレーションサービスパートナー契約を締結
平成25年3月	ビジネス・ウェブアプリケーション事業において、販売管理/財務会計/顧客管理のクラウド型統合業務アプリケーションを提供するNetSuite社とソリューション・プロバイダ・パートナー契約を締結
平成25年11月	ビジネス・ウェブアプリケーション事業において、Amazon社とISVパートナー契約を締結。AWSのシステム基盤を活用した自社サービス「Voxer」の提供を開始
平成26年1月	ソーシャル・ウェブメディア事業において、「キャリコネ」に付帯する、社会人やリクルーターが情報交換を目的とするソーシャルサービス「メシトモ」の提供を開始
	ビジネス・ウェブアプリケーション事業において、Salesforce.com社とOEMパートナー契約を締結。Salesforce.com社が提供するクラウド型顧客管理プラットフォーム「force.com」のシステム基盤を活用したサービスを「Voxer」のラインナップに追加

(注) 平成28年6月に、本社を東京都港区三田から東京都港区浜松町に移転予定

3 【事業の内容】

当社は、事業の種類別にソーシャル・ウェブメディア事業とビジネス・ウェブアプリケーション事業の2つを報告セグメントとしております。ソーシャル・ウェブメディア事業ではITシステムに対する理解を強みとして、社会人や就職活動生（以下、「求職者」という。）を対象とするインターネット情報サイト運営及びIT業界等を中心とした人材紹介サービス、ビジネス・ウェブアプリケーション事業ではクラウド領域に特化したシステム導入及びソフトウェア製品の開発を展開しております。

当社が提供するインターネット情報サイトの利用者やクラウドシステムの導入企業にとって利便性の高いサービスを提供するため、各事業で培った技術、ノウハウを互いに活用し、企画からシステム開発、運営までを一貫して社内で手掛ける体制を構築しております。

1. ソーシャル・ウェブメディア事業

当社のソーシャル・ウェブメディア事業は、企業の口コミ情報（「企業の年収・評判」）、口コミ情報等を基にしたニュース記事（「企業ニュース」）、求人情報（「転職・求人」）等を取扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」をインターネット上にて運営しているワークプレイス・メディアサービスと、当社の転職コンサルタントが求人企業に求職者の紹介（有料職業紹介）を行うリクルーティング・サービスから構成しております。

サービスごとの事業内容及びビジネスモデルは以下のとおりであります。

(1) ワークプレイス・メディアサービス

ワークプレイス・メディアサービスでは働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」の運営をしております。

日本における求人情報掲載サイトの多くは求人企業からの情報掲載料により運営されているため、求人企業が発信する情報は広告的要素が強調される傾向があります。これらの求人情報からは企業の働く環境の実態を把握することができず、求職者は自分に適した求人を見極めるのが困難となっております。これに伴い、求職活動に興味を持っていても実際の活動に至らない場合や求職活動中にどの企業に応募してよいか判断がつかない場合も多く、結果として企業における採用機会の損失や採用後の定着率の低下といった雇用のミスマッチが生まれております。このような状況において、求人企業と求職者間の情報格差を解消し、求職者の就職・転職情報に対するリテラシーを向上させるとともに、企業自身が自社の評判や評価を意識し労働環境の改善や労働者との対話を図ることを推進する目的で平成21年4月より「キャリコネ」を運営しております。

「キャリコネ」が求職者に提供する情報は「企業の年収・評判」、「企業ニュース」、「転職・求人」の3つからなります。「企業の年収・評判」では、「キャリコネ」会員登録時等に投稿された企業の口コミ情報を、「企業ニュース」では口コミ情報等を基にライターが取材を行った記事等を掲載しております。また、「転職・求人」では当社が求人企業から直接掲載を依頼された求人情報と当社が提携する求人情報掲載サイトの求人情報が掲載されており、大量の求人情報の中から一括して検索・応募することができる転職サービスを提供しております。

ワークプレイス・メディアサービスの主な収益は以下の3つの成果報酬です。1つめは、当社サイト利用者が「キャリコネ」に会員基本登録又は転職サービス会員登録を行う際、提携する求人情報掲載サイト又は人材紹介会社に「キャリコネ」への登録情報を同時登録する場合に同時登録先から得る成果報酬となります。「キャリコネ」では、「企業の年収・評判」の情報閲覧や転職サービスの利用に口コミの投稿又は職歴等の登録を伴う会員登録を必要としており、利用者が希望すれば、当社と提携する求人情報掲載サイト又は人材紹介会社にも同時に会員登録、職歴登録を行うことができます。2つめは、「転職・求人」を通じて提携先求人情報掲載サイトの求人に応募が行われた場合の成果報酬であります。3つめは、当社が求人企業から直接掲載を依頼された求人情報を介して求人企業が採用に成功した場合の成果報酬となります。

「キャリコネ」は「企業の年収・評判」及び「企業ニュース」が提供する情報によって、働き方やキャリアに対する興味がありながら転職意思がまだ顕在化していない潜在的な転職者層の集客が可能です。他の求人情報掲載サイトは求人情報の掲載を中心とするため転職する意思が顕在化した転職希望者の集客はできますが、転職する意思が必ずしも高くない潜在転職層へのコンタクト手段に乏しく、この点において「キャリコネ」は、他の求人情報掲載サイトにとって補完的な役割を担うことが可能となっております。

○当社ウェブサイトの年間訪問者数（＊1）の推移は以下のとおりであります。

(単位：千人)

平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
4,752	6,911	12,653	14,874	18,682

(2) リクルーティング・サービス

リクルーティング・サービスでは当社転職コンサルタントが、外資系、メディカル、コンサルティング、ＩＴ業界を中心として、求人企業及び求職者の直接依頼に基づく有料職業紹介サービスを行っております。

当サービスにおける求職者は、当社ワークプレイス・メディアサービスの情報プラットフォームである「キャリコネ」の転職サービス会員登録者や当社の転職コンサルタントが独自にヘッドハンティングすることにより獲得しております。求人企業については当社の転職コンサルタントの営業活動を通じて獲得しており、ビジネス・ウェブアプリケーション事業の顧客網を活かしたＩＴ業界の求人も取扱っております。

2. ビジネス・ウェブアプリケーション事業

ビジネス・ウェブアプリケーション事業は、Salesforce.com社やNetSuite社等が提供するクラウド型業務用ソフトウェアを顧客のニーズに併せてカスタマイズ開発するサービスデリバリ・サポートと「Salesforce」や「NetSuite」等のソフトウェアから汎用性の高い機能を選別して自社開発した業務用ソフトウェアをサービスデリバリ・サポート等の顧客にライセンス販売するプロダクト・ディベロップメントから構成されております。

近年、ブロードバンド回線やスマートフォンの普及により業務用ソフトウェアもインターネットを介してモバイル環境から利用する形態が主流となりつつあり、クラウド型業務用ソフトウェアの普及が加速しています。株式会社MM総研による「国内クラウドサービス需要動向」によれば、国内クラウド市場は平成29年度には、約2兆円に達するともいわれております。このような業務用ソフトウェアの市場動向に鑑み、当社は業務用ソフトウェアのクラウドへの移行を支援し、企業の業務効率化やコスト削減を実現するための製品及びサービスを提供しております。

一方で、インターネットを介して提供されるクラウド型業務用ソフトウェアの導入は従来のオンプレミス型（＊2）業務用ソフトウェアと比較してクラウド環境固有の知識や技術が求められるため、対応できる人材が不足する傾向にあります。当社はクラウド型業務用ソフトウェア開発に特化することによって、専門技術者を育成することでサービス品質の向上に努めております。

当事業が注力するクラウド型業務用ソフトウェアの対象領域は顧客管理（CRM＊3）、販売管理（ERP＊4）及びデータ管理（DMP＊5）であります。

顧客管理（CRM）領域

営業活動における商談やコールセンター等の顧客サポート業務を効率良く管理するためのソフトウェアを利用したシステム開発を行います。CRMシステムは、フロントシステムとも呼ばれ、顧客接点となる業務が中心となり、クラウド型業務用ソフトウェアが最も普及している領域になります。当社では、特にSalesforce.com社が提供する「force.com」を活用したオムニチャネル（＊6）と呼ばれる顧客対応手法を提供しています。

販売管理（ERP）領域

受注や発注、在庫情報を効率よく管理し、会計データを作成するためのソフトウェアを利用したシステム開発を行います。ERPシステムは、基幹システムとも呼ばれ、企業活動のヒト・モノ・カネ・情報の管理を司るためシステムの移行が難しく、クラウド型業務用ソフトウェアの普及が遅れしており、今後の新たな市場の創造が見込める領域であります。当社では、特にNetSuite社が提供する業務アプリケーション「NetSuite」を活用した業務プロセスの標準化や企業活動の情報の可視化を推進しています。

データ管理（DMP）領域

企業に蓄積された情報を有効に活用するためのソフトウェアを利用し、CRMやERPのクラウドシステムと連携することで、業務効率を最大化するためのシステム開発を行います。当社は、異なる業務用ソフトウェア同士を接続するための高度な技術を保有しており、例えば、顧客企業において事業部毎に管理されてきたデータを連携して情報共有を効率化したり、営業活動を強化したりする仕組みを提供しています。また、当領域では、IoT（＊7）と呼ばれるインターネットに接続される様々な機器からの情報を収集し、BigData（＊8）を製品開発やマーケティング業務に活用するための開発も行います。当社では、特にTalend社が提供するデータ管理ソフトウェア「Talend」を活用したデータ連携、データ統合ソリューションを提供しています。

当事業が提供するサービス及び製品の内容は以下のとおりであります。

(1) サービスデリバリ・サポート

サービスデリバリ・サポートでは、顧客のビジネスモデルや商習慣に合わせた形でSalesforce.com社やNetSuite社が提供するクラウド型業務用ソフトウェアをカスタマイズして提供しております。当社顧客は、事業を複数の国や地域で展開する製造業、流通業及び小売業が中心であります。当社では、ソフトウェア開発の経験から得た業界固有の業務ノウハウや再利用可能なプログラムを業界向けテンプレートとして活用することにより、従来のスクラッチ開発（＊9）と比較して少ない開発工数で対応し、短期間でクラウド型業務用ソフトウェ

アを納入することが可能となっております。また、運用開始後はサポート契約に基づいて継続的な技術支援を提供する体制を確立しており、顧客におけるクラウド型業務用ソフトウェアの定着化と利用範囲の拡大を支援しております。

(2) プロダクト・ディベロップメント

プロダクト・ディベロップメントでは、「Salesforce」や「NetSuite」と連携して動作するクラウド型業務用ソフトウェアを開発し、「Voxer」の名称でライセンス販売しております。「Salesforce」や「NetSuite」が標準で提供する機能は、当社顧客が属する業界の商習慣や法令等に準拠できない場合があります。当社では、

「Salesforce」や「NetSuite」のユーザーから、特にニーズの高い機能を選別してクラウド型業務用ソフトウェアを開発し、現在はサービスデリバリ・サポートの顧客を中心に提供しております。

プロダクト・ディベロップメントにおいて当社が開発及び販売する主なクラウド型業務用ソフトウェアは以下のとおりであります。

① Voxer Event Manager

本クラウド型業務用ソフトウェアは、興行やイベント等を運営する企業がスタッフのスケジュールや機材等のリソースを効率的に管理する製品であり、「Salesforce」及び「Google Apps」と連携して動作します。

② Voxer Work Manager

本クラウド型業務用ソフトウェアは、通常の従業員の勤怠管理に加えてサービス業向けにプロジェクト工数の予算と実績を管理する機能を付与した製品であり、「NetSuite」と連携して動作します。

③ Voxer CPQ

本クラウド型業務用ソフトウェアは、精密機器メーカー等、販売品目が多い企業における見積り業務を自動化し、見積りに係る業務工数を削減する製品であり、「Salesforce」と連携して動作します。

* 1. 年間訪問者数

決まった集計期間内にウェブサイトに訪問したユニーク・ユーザーの数を表す数値です。集計期間内なら同じウェブサイトに同一ユーザーが複数回訪問した場合でも、1ユニーク・ユーザーとしてカウントされます。

* 2. オンプレミス型

自社で用意したサーバに業務用ソフトウェアをインストールして利用する形態。ハードウェアを調達し、セキュリティ管理を自社で行う必要があるため、クラウド型と比較して初期投資額が大きく導入に時間を要する。

* 3. CRM

Customer Relationship Managementの略称。顧客の属性や対応履歴を記録・管理し、きめ細かい対応を行うことで長期的に良好な関係を築き、売上の向上や顧客満足度の向上のための取り組みに利用されるソフトウェアのこと。

* 4. ERP

Enterprise Resource Planningの略称。企業にあるヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を有効に活用し、企業の経営をより効率的に行うためのソフトウェアのこと。

* 5. DMP

Data Management Platformの略称。データを収集して加工したり、データを格納するためのデータベースソフトウェアのこと。マーケティング分析や管理会計の基礎データとして活用される。

* 6. オムニチャネル

実店舗やインターネット、PCやモバイル端末などの顧客接点を問わず、すべての顧客接点の情報を連携させてより良いサービスを提供しようとする考え方やその戦略のこと。

* 7. IoT

Internet of Thingsの略称。全ての「モノ」がインターネットを介して繋がり、モノ同士が人の操作・入力を介さず自律的に最適な制御が行われることを意味する。

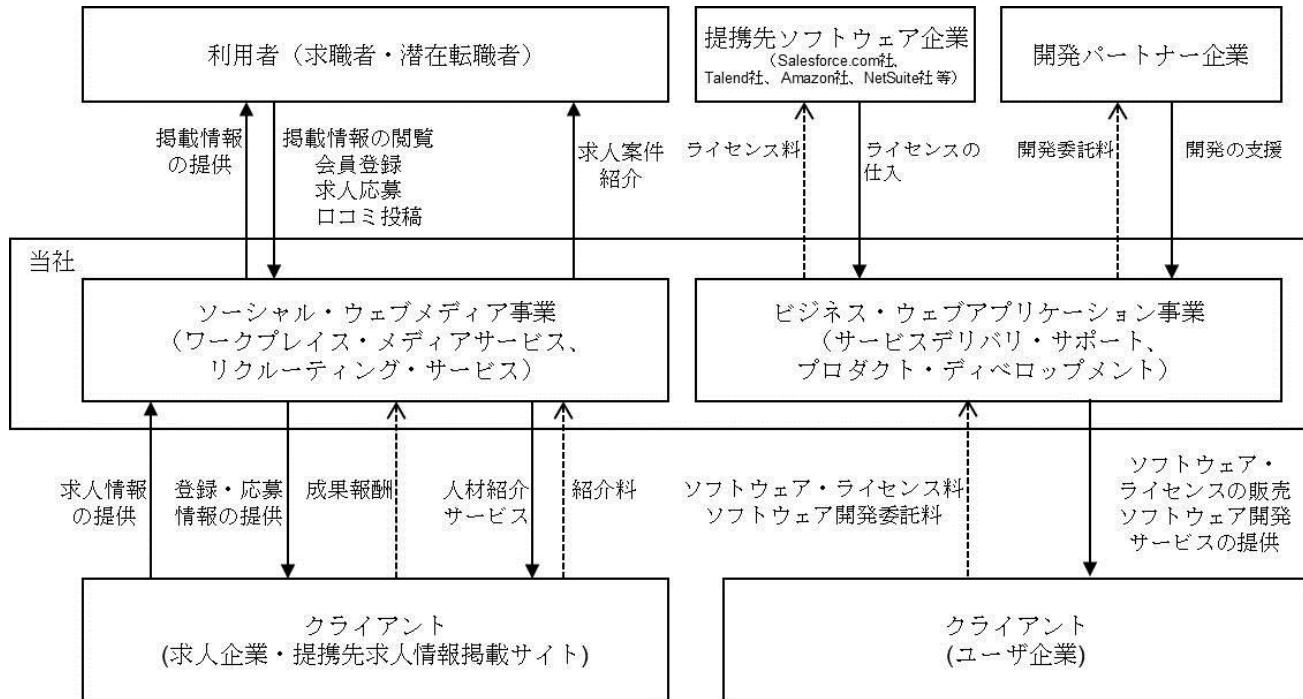
* 8. BigData

従来のデータ処理ソフトウェアで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す。センサーから生成されたデータやインターネット上のコンテンツ等、不特定多数によって生成された情報を含む。

* 9. スクラッチ開発

パッケージ製品やソフトウェア部品を利用せずに、ソフトウェアを開発する手法を指す。設計の自由度が高く細かい機能要件に対応できる反面、長い開発期間を必要とする。

〔事業系統図〕



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年2月29日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
62 (4)	36.3	3.0	6,537

セグメントの名称	従業員数 (人)
ソーシャル・ウェブメディア事業	31 (4)
ビジネス・ウェブアプリケーション事業	28 (-)
報告セグメント計	59 (4)
全社 (共通)	3 (-)
合計	62 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長引き、急激な円安進行による原材料価格上昇などもあって、個人消費になお弱さが見られるものの、政府による各種景気刺激策や日銀の大規模な金融緩和策の効果により、緩やかな回復基調が続く中で推移しました。

人材関連市場においては、厚生労働省の発表資料「一般職業紹介状況（平成27年3月分及び平成26年度分）について」によれば、平成27年3月末現在の有効求人倍率が1.15倍と継続的に上昇しており、雇用情勢は改善傾向にあることから人材関連ビジネスに関する市場の拡大が見込まれています。

このような状況の中、サイトリニューアル、SEO対策等「キャリコネ」のサービス強化と提携先求人情報掲載サイトの獲得に努め、訪問者数及び会員登録者数の増加を図ってまいりました。

クラウド市場につきましては、企業のIT投資における初期費用の削減、データ消失リスクの軽減といった企業のクラウドサービスに対する理解が深まりつつあることを背景に、拡大を続けております。IT専門調査会社株式会社MM総研による「国内クラウドサービス需要動向」によれば、国内クラウド市場は平成29年度には、約2兆円に達するともいわれております。

このような状況の中、人材育成を強化し重点領域における技術力の蓄積を図るとともに、特にクラウドCRM領域における新規案件の獲得に努めました。

以上の結果、当事業年度における売上高は945,346千円（前年同期比4.5%増）、営業利益は79,737千円（前年同期比1.9%増）、経常利益は80,581千円（前年同期比3.0%増）、当期純利益は51,839千円（前年同期比4.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① ソーシャル・ウェブメディア事業

ソーシャル・ウェブメディア事業において、ワークプレイス・メディアサービスでは、企業の口コミ情報、ニュース、求人情報等を取り扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」においてコンテンツ（企業ニュース、求人掲載数）内容の強化等を図った結果、当事業年度における訪問者数が18,682千人（前年同期間は14,874千人）となりました。また、リクルーティング・サービスにおいては、IT業界を中心に、当社による紹介件数が堅調に推移しました。この結果、当事業年度におけるソーシャル・ウェブメディア事業の売上高は439,594千円（前年同期比22.6%増）となり、セグメント利益は117,560千円（前年同期比73.0%増）となりました。

② ビジネス・ウェブアプリケーション事業

サービスデリバリ・サポートでは、企業の従来型システムからクラウド型システムへの移行需要が多く、CRM領域における「Salesforce」の導入支援サービスが堅調に推移しました。しかし、一部の大口顧客の投資が一巡し前期の大型案件の受注金額が減少したこと及び契約を予定していた一部の新規案件が延期となったことが売上に影響を及ぼしました。プロダクト・ディベロップメントにおいては、特定業界向けのSalesforce.com社の OEMソフトウェアの契約が伸長しました。この結果、当事業年度におけるビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高は505,752千円（前年同期比7.5%減）となり、セグメント利益は79,223千円（前年同期比27.3%増）となりました。

第12期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、政府主導の経済政策や日銀の金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いております。一方で、個人消費には依然として回復に弱さが見られるほか、中国を始めとする新興国の景気減速など、先行きは依然として不確実な状況で推移しました。当社のソーシャル・ウェブメディア事業が属する人材関連市場を取り巻く環境につきましては、緩やかな景気回復に伴い、企業における雇用環境が大きく変化しております。これに伴い、より良い雇用環境や条件を提示する企業への転職を考える機会となり、当社サービスに対する需要は依然として高まっています。

また、当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業が属するクラウド市場を取り巻く環境につきましては、IT及び業務の効率化、事業拡大などのクラウドニーズの追い風を受けて、引き続き、当社サービスに対する需要は依然として高まっています。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は865,099千円、営業利益は188,683千円、経常利益は189,207千円、四半期純利益は120,488千円となりました。

当社のセグメントの業績は次のとおりであります。

① ソーシャル・ウェブメディア事業

ソーシャル・ウェブメディア事業は、企業の口コミ、ニュース、求人情報等を取扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」をインターネット上にて運営しているワークプレイス・メディアサービスと、人材紹介サービスを行うリクルーティング・サービスを提供しております。ワークプレイス・メディアサービスにおきましては、「キャリコネ」を中心とした会員数の増加に注力し、平成27年4月から12月における訪問者数は31,980千人となりました。リクルーティング・サービスにおきましては、外資系、メディカル、IT業界の好調な転職市況を背景に、深い業界知識とコンサルティング力を活かし、またワークプレイス・メディアサービスの情報を活用することにより、積極的な事業展開を行いました。この結果、当第3四半期累計期間におけるソーシャル・ウェブメディア事業の売上高は449,396千円、セグメント利益は208,523千円となりました。

② ビジネス・ウェブアプリケーション事業

サービスデリバリ・サポートでは、既存顧客に対する追加開発案件の受注に注力する一方、ERP領域における新規取引先の開拓に注力し、収益機会の拡大を図ってまいりました。プロダクト・デベロップメントにおいては、NetSuite社のクラウド型製品と連携して動作する勤怠管理ソフトウェアの開発を進めてまいりました。この結果、当第3四半期累計期間におけるビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高は415,702千円、セグメント利益は66,624千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して8,506千円増加し、208,007千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、4,105千円（前事業年度は122,828千円の収入）となりました。これは主に、仕入債務の減少84,806千円、売上債権の増加14,148千円、税引前当期純利益82,684千円及び未払消費税等の増加16,390千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により得られた資金は、4,401千円（前事業年度は16,062千円の支出）となりました。これは主に、敷金及び保証金の返還による収入6,661千円、無形固定資産の取得による支出1,124千円、有形固定資産の取得による支出1,105千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

ソーシャル・ウェブメディア事業は、生産活動及び受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。ビジネス・ウェブアプリケーション事業は期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、生産実績及び受注状況の記載を省略しております。

(2) 販売実績

第11期事業年度及び第12期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第11期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）	
ソーシャル・ウェブメディア事業	439,594	122.6		449,396
ビジネス・ウェブアプリケーション事業	505,752	92.5		415,702
合計	945,346	104.5		865,099

（注）1. 第10期事業年度、第11期事業年度及び第12期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第11期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	228,056	25.2	193,584	20.5	152,220	17.6
らでいつしゅぼーや株式会社	218,899	24.2	124,352	13.2	52,638	6.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(1) 「キャリコネ」のデータベースを活かした新規事業等について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業におきましては、現在、企業の口コミや求人情報等、求職者への「職探し」に関する情報提供を軸とする「キャリコネ」の運営を行っております。今後も訪問者数、登録者数増加のための施策を行い、口コミを蓄積させることによって、求職者だけではなく、求人企業にとって採用プランディング等で利用価値のあるサイトへの成長を目指して参ります。また、「キャリコネ」の中心利用者はM1層（20～34歳の男性）とF1層（20～34歳の女性）となっており、今後これらのターゲット層のニーズを詳細に分析し、ライフィベントに関連したサービス展開を予定しております。また、将来的には、ASEAN諸国を中心とする東南アジア市場での「キャリコネ」の運営等、サービスの海外展開も検討してまいります。

(2) 新規技術分野への対応及び自社開発製品の拡販について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、CRM領域、ERP領域、DMP領域を注力領域としてクラウド型の業務用ソフトウェア開発を行っております。中でも、CRM領域については、大手企業での導入が一巡しつつあり、市場が飽和した場合には新規案件の獲得機会が減少する可能性があります。当社としては、今後の需要増加が予測されるERP領域に関して人材育成に力を注ぐとともに、DMP領域におけるデータ分析ソリューションを強化していく予定です。

また、製品事業であるプロダクト・ディベロップメントを強化し、個別の受託案件に左右されないライセンス課金を主軸とした安定成長を目指してまいります。

(3) 情報管理体制の強化について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業では、会員情報を含む個人情報を保有しており、ビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、クライアントの業務用ソフトウェアの運営において顧客情報等を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

(4) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化について

当社の事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化が重要な課題であると認識しております。また、経営の公正性・透明性を確保するため、業務運営の効率化やリスク管理の強化など内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 人材の確保と教育について

当社が持続的に成長するためには、有能な人材の確保が重要であると考え、専門性を有する人材の確保及び教育に注力してまいります。また、幅広い人材採用活動を行っていくほか、OJT、社内教育等による従業員のレベルアップを進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

①インターネット関連市場の動向について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業、ビジネス・ウェブアプリケーション事業が属するインターネット関連市場におきましては、サービスの革新、業界環境等の変化が速く、頻繁に新しいサービスの開発、サービスの提供が行われております。当社では、顧客ニーズの把握、対応等を行っておりますが、顧客ニーズの変化に対応ができない場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業で展開している求人情報等を取り扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」は、インターネット・メディアをビジネスドメインとしており、比較的容易に参入が可能であるため、他社との差別化が必要な事業であると考えております。当社は、他社との差別化強化に努めてサービスを展開しておりますが、競争力のある新規参入企業により当社グループの優位性が薄れた場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、インターネット技術を活用したクラウド型の業務用ソフトウェアの開発を行っております。当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業が属する業界は、新しいテクノロジーを基盤とした新サービスの導入、技術革新が速いサイクルで行われております。

当社では、特定の技術に依存することなく、業界の変化や技術革新に柔軟に対応しておりますが、新規技術に関する技術習得やノウハウの蓄積に何らかの困難が生じた場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム障害について

当社は、ソーシャル・ウェブメディア事業でのサービス提供等、主としてインターネット上でサービスを提供しております。また、ビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましても、インターネット技術を活用したクラウド型の業務用ソフトウェアの提供を行っております。当社では、インターネットシステム、業務用ソフトウェア、サーバ等の管理に細心の注意を払い、システム障害等が発生することのないように運営を行っております。しかしながら、コンピューターウィルスやハッカーの侵入、不慮の事故等によりシステム障害が発生した場合には、サービスを提供することが困難になります。当社では、コンピューターウィルスやハッカーの侵入等を回避するために必要と思われるファイアウォールの設置等の対策を行っておりますが、万一本体に障害が発生し、長時間にわたってサービスが停止した場合、当社サービスの信頼性の低下を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制について

① インターネットメディアに関連する一般的な法的規制について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業では、インターネットメディアを介してサービスを提供しております。これらインターネットメディアを規制する主な法的規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」があります。

今後、インターネットメディアの利用及び事業者を規制対象とする新たな法的規制の制定や、既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材紹介について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業では、職業紹介を行っており、職業安定法の適用を受けております。

当社は手数料を徴収して職業紹介を行うことができる有料職業紹介事業許可証（厚生労働大臣許可13-ユー300923、有効期間：平成25年11月1日～平成30年10月31日）を厚生労働大臣より取得しております。

職業安定法には、職業紹介の適正な運営を確保するために、職業紹介事業者に対し、欠格事由あるいは取消事由に該当した場合には、許可の取消しが行われ、事業の停止が命じられる旨が定められております。今後何らかの理由により上記に抵触した場合又は法的規制が変更になった場合等には、当社の事業活動に支障を来すとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材派遣について

当社は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」第8条に基づく一般労働者派遣事業許可証（厚生労働大臣許可 般13-301400、有効期間：平成26年1月1日～平成30年12月31日）を取得しております。

「労働者派遣法」では、一般労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（労働者派遣法 第6条）及び当該許可の取消事由（同 第14条）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

なお、現時点において、当社においては、上記に抵触する事実はないものと認識しております。しかしながら、今後何らかの理由により上記に抵触した場合又は法的な規制が変更になった場合等には、当社の事業活動に支障を来すとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報保護について

当社は、ソーシャル・ウェブメディア事業の会員情報など各種個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月成立）に定められる個人情報取扱事業者に該当します。当社では、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の取り扱いを厳格に管理するとともに、個人情報の取り扱いに関する社内教育を徹底すること、内部監査による定期的な社内チェック等の実施を行うことで、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。また、情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度である「ISO/IEC 27001:2005（JIS Q 27001:2006）（通称：ISMS）」を認証取得しております。このように法令遵守に努めておりますが、当社や当社業務提携先等の故意または過失による個人情報の漏えい、外部からの不正アクセスによる個人情報の漏えい等が生じた場合には、当社に対する社会的信用の低下を招き、当社の事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 取引依存度の高い相手先について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業では、クラウド型業務用ソフトウェアの導入支援を行っており、特定の取引先への販売金額への依存度が高くなることがあります。最近2事業年度及び第12期第3四半期累計期間においては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びらでいっしゅばーや株式会社への売上金額及び当該売上金額の総売上金額に対する割合は下表の通り高い状況となっております。

ソーシャル・ウェブメディア事業における提携先求人情報掲載サイトからの提携課金収入の増加やビジネス・ウェブアプリケーション事業における顧客企業数の増加により、特定の開発案件への依存度を低下させていく方針であります。しかしながら、受注する開発案件の規模によっては一時的に特定の取引先に対する売上高の依存が生じ、当該取引先との取引量の変化が当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第11期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	228,056	25.2	193,584	20.5	152,220	17.6
らでいっしゅばーや株式会社	218,899	24.2	124,352	13.2	52,638	6.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である各務正人は、現在ソーシャル・ウェブメディア事業部長を兼任しており、同事業の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、経営会議におけるグループリーダーへの情報共有の強化を図るとともに、権限委譲を適宜行っていくことで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、何らかの理由により同氏が当社の業務を行うことが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 内部管理体制について

当社は、本書提出日現在、取締役4名、監査役3名、従業員62名と小規模な組織であります。

今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制を充実・強化させていく方針であり、従業員の採用及び育成を都度行っていく予定でありますが、人材確保等が思うように進まない場合や人材の流出等が生じた場合、事業の拡大

や人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合には、事業展開に影響が出るなどして、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害及び事故について

当社では、地震、水害等の自然災害、事故、火災等に備え、定期的なバックアップや冗長化されたクラウド型情報システムの採用によりシステムトラブルの事前防止に努めております。当社の本社は東京都内であり、当地域において大規模災害や事故等が発生し、本社が被害を受けた場合は、当社の事業活動に支障が生じ、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 検索エンジンへの対応について

「キャリコネ」の利用者の多くは、特定の検索エンジン（「Yahoo! JAPAN」、「Google」）を経由して訪問しており、今後につきましても検索エンジンからの集客をより強化すべくSEO（検索エンジン最適化）を実施していく予定でおります。しかし、検索エンジンが検索結果を表示するロジックについて変更する等の要因により、これまでのSEOが有効に機能しなかった場合、当社サイトへの集客に影響が生じ、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 受託開発案件の採算について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業では、クラウド型業務用ソフトウェアの導入支援を行っております。当社は、見積もり精度の向上、工数管理と品質管理の徹底に努めておりますが、顧客が要求する仕様の大幅な変更や不具合の発生等によって、想定以上の経費の負担が生じた場合、プロジェクトの採算が悪化する等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 檢収時期による業績の変動について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業では、顧客の予算執行のタイミングとの兼ね合いから3月（決算期末）に役務提供の完了及び売上計上が偏重する傾向があります。このため、作業進捗の遅れや検収の遅れにより役務提供の完了が決算期末を超えた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第11期事業年度の状況は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高	134,854	112,523	96,653	161,720
セグメント売上高に占める割合	26.7%	22.2%	19.1%	32.0%

(12) サイト運営の健全性等について

「キャリコネ」では、登録会員が企業の年収や職務環境等についてのアンケート及び口コミを自由に投稿する事が可能ですが、当社ではサイト運営に関して利用規約を明示し、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、システム上、投稿可能な最小文字数や一定の単語の規制をかけている他、投稿内容の事後検閲体制により、社会道徳に反するような誹謗中傷等の不適切な投稿を発見した場合には削除を行う等、利用者の当社サービスに対する便宜性・信頼性を失わないように規制・監視を行うことで健全なサイト運営を維持しております。

また、当社は、「キャリコネ」に付帯するサービスとして、社会人やリクルーターが情報交換を目的とする「メシトモ」というソーシャルサービスを無償提供しております。当該サービスは、警察庁が公表する「インターネット異性紹介事業」の定義には該当せず、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の適用を受けないものと認識しております。当社は「メシトモ」の利用者保護の観点から年齢制限を課し、Facebookの利用データを抽出する事で不適当な利用者を排除する仕組みを整えております。

上記のように当社では提供するサービスの健全性を維持するために十分な体制を整えていると考えており、また、サービスの構築時においては外部の弁護士を通じて関連法令への該当性に関して検証しております。しかしながら、今後、不測の事態等により当社が何らかの法的責任を問われた場合、あるいは新たな規制法令の制定及び法令の改定が行われて当社サービスが制約を受けた場合等に、当社の対応の遅れや対応に過大なコストが生じることによって、当社の事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) その他のリスクについて

① 資金使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、ソーシャル・ウェブメディア事業における当社ウェブサイトの訪問者数増加のための広告宣伝費、ビジネス・ウェブアプリケーション事業における提携先ソフトウェア企業が主催するイベント・セミナーへの出展費用、人員増強に伴う人材の採用費及び人件費、並びに管理基幹システム構築のための設備資金等に充当する予定であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の

変化に対応するため、調達資金を予定以外の用途に充当する可能性があります。また、資金用途の効果が、当社の想定と異なった場合には、当社の事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について

利益配分につきましては、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていくことを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在、事業拡大過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。

現在は内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配分を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については現時点において未定であります。

③ 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営推進を図るとともに、役職員の士気を高めることを目的として、当社の役職員に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は30,030株であり、発行済株式総数1,034,560株の2.9%に相当しております。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの価値が希薄化する可能性があり、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

重要な契約等

相手方名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社セールスフォース・ドットコム	OEMパートナー契約書	「Salesforce」ソフトウェアに関するOEM販売	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで (以後1年毎の自動更新)
Talend株式会社	ゴールド・システムインテグレーションサービスパートナー契約	「Talend」ソフトウェア製品の販売促進、開発	平成24年8月1日から 平成25年7月31日まで (以後1年毎の自動更新)
ネットスイート株式会社	ソリューション・プロバイダ・パートナー契約	「NetSuite」ソフトウェア製品の販売促進、開発	平成25年3月18日から 平成26年4月17日まで (以後1年毎の自動更新)

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(資産の部)

当事業年度末における資産の合計は、前事業年度末に比べ12,250千円増加し、427,384千円となりました。流動資産に関しては、主に売上高の増加による現金及び預金並びに売掛金の増加により15,103千円増加し、414,398千円となりました。固定資産に関しては、ソフトウェアの増加を減価償却累計額の増加が上回ったことにより2,852千円減少し、12,985千円となりました。

(負債の部)

当事業年度末における負債の合計は、前事業年度末に比べ39,589千円減少し、215,097千円となりました。これは主に外注費が減少したことによる買掛金の減少等によるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の合計は前事業年度末に比べ51,839千円増加し、212,286千円となりました。これは当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第12期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(資産の部)

当第3四半期会計期間末における資産の合計は、前事業年度末に比べ161,710千円増加し、589,095千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加126,546千円、売掛金の増加21,609千円によるものであります。

(負債の部)

当第3四半期会計期間末における負債の合計は、前事業年度末に比べ41,222千円増加し、256,319千円となりました。これは主に、買掛金の増加13,396千円、未払法人税等の増加27,771千円によるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期会計期間末における純資産の合計は、前事業年度末に比べ120,488千円増加し、332,775千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は945,346千円（前年同期比4.5%増）となりました。

ビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高は、前事業年度の大型案件の反動減から505,752千円（前年同期比7.5%減）となりましたが、ソーシャル・ウェブメディア事業の売上高は、「キャリコネ」の運営を行うワークプレイス・メディアサービス、人材紹介を行うリクルーティング・サービスとともに好調に推移し、439,594千円（前年同期比22.6%増）となりました。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は512,250千円（前年同期比31.7%増）となりました。従業員の増加に伴い人員が増加した一方、ビジネス・ウェブアプリケーション事業において外注費の圧縮等、案件の採算が改善し、売上原価は433,096千円（前年同期比16.1%減）となりました。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は79,737千円（前年同期比1.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は、従業員の増加に伴う人件費の増加、ソーシャル・ウェブメディア事業における広告宣伝費の増加により432,513千円（前年同期比39.1%増）となりましたが、売上総利益の増加額がこれを上回りました。

(経常利益)

当事業年度における経常利益はキャリアアップに係る助成金収入等の営業外収入844千円があり、80,581千円（前年同期比3.0%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は受取損害賠償金等の特別利益2,102千円があり、51,839千円（前年同期比4.4%増）となりました。

第12期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は865,099千円となりました。ソーシャル・ウェブメディア事業の売上高が前事業年度から引き続き好調に推移し449,396千円となりました。ビジネス・ウェブアプリケーション事業は、既存顧客の追加開発の要件に対応することに加え、新規取引先の開拓を中心とした営業活動にも注力し415,702千円となりました。

(売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上総利益は528,790千円となりました。

(営業利益)

当第3四半期累計期間における営業利益は188,683千円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間における経常利益はキャリアアップに係る助成金収入等の営業外収入524千円があり189,207千円となりました。

(当期純利益)

当第3四半期累計期間における四半期純利益は120,488千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末から8,506千円増加し、208,007千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは4,105千円の収入（前事業年度は122,828千円の収入）となりました。この主な要因は、資金減少要因として、売上債権の増加14,148千円、仕入債務の減少84,806千円、資金増加要因として、未払消費税等の増加16,390千円及び税引前当期純利益82,684千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは4,401千円の収入（前事業年度は16,062千円の支出）となりました。この主な要因は、敷金及び保証金の返還による収入6,661千円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出1,124千円、通信機器等の有形固定資産の取得による支出1,105千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金はありません。

(5) 経営戦略の現状と見通し

① ソーシャル・ウェブメディア事業

当事業におきましては、「キャリコネ」を通じて求職者の就職・転職情報に対するリテラシーの向上、企業自身が自社の評判や評価を意識することを促進し、労働環境の改善や労働者との対話の推進に役立つことを事業ミッションとしております。

今後も、「キャリコネ」を中心に、ユーザーの利便性の向上、継続的なコンテンツ拡充、及び認知度向上のためのインターネット広告の強化を行い、会員数とサイト利用機会の増加を目指します。

また、求人情報掲載件数を増加させるために営業体制を強化し、顧客基盤の拡大と収益の向上を図ります。また、「キャリコネ」とリクルーティング・サービスが提供する人材紹介サービスとの連携を図りながら事業を開拓してまいります。

② ビジネス・ウェブアプリケーション事業

当事業におきましては、クラウド技術を活用することによって、企業のワークスタイル革新と業務生産性の向上を支援しております。サービスデリバリ・サポートについては、継続的に顧客企業の業務用ソフトウェアにおけるクラウド移行案件に注力し、社内に技術を蓄積するとともに、成果物の標準化を図り、生産性の向上と収益性の改善を図っていく方針であります。プロダクト・ディベロップメントについては、「Salesforce」環境、「Talend」環境、及び「NetSuite」環境で動作する自社製業務用ソフトウェアのラインナップを強化し、業界固有の機能要件に応えていく方針であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、ソーシャル・ウェブメディア事業とビジネス・ウェブアプリケーション事業の2つの事業を営んでおり、これらの事業が「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のそれぞれの課題に対処し拡大していくことが、当社の更なる成長と発展を遂げるために必要であると認識しております。

ソーシャル・ウェブメディア事業では、「キャリコネ」プラットフォーム上のサービス機能の充実を図ることで「キャリコネ」の訪問者数、登録者数を増加させるとともに、会員の個人情報等の情報管理体制の強化を行うことで、持続的で健全な成長を目指してまいります。

ビジネス・ウェブアプリケーション事業では、サービスデリバリ・サポートでの受託開発案件でノウハウを蓄積し、ソフトウェア・モジュール単位での開発による生産性の向上、利益率の改善を目指してまいります。併せて、Salesforce.com社等の提携先ソフトウェア企業との協業を強化し、プロダクト・ディベロップメントにおける自社開発ソフトウェアの販売にも力を入れてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度の設備投資等の総額は、1,105千円あります。その主な内容は、新入社員分のPC購入であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期第3四半期会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資等の総額は、2,061千円あります。その主な内容は、新入社員分のPC購入であります。

なお、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	—	本社設備	2,710	3,516	6,226	57 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社の建物を賃借しており、年間賃借料は、25,794千円です。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成28年2月29日現在）

（1）重要な設備の新設等

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、平成28年2月29日現在において重要な設備の新設の計画は次の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	管理基幹シス テム構築	12,000	-	増資資金	平成28年7月	平成29年3月	(注) 1
本社 (東京都港区)	本社設備	11,243 (注) 2	-	自己資金	平成28年6月	平成28年6月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(注) 2. 投資予定額の11,243千円には敷金及び保証金を含んでおります。

（2）重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	設備の内容	期末帳簿価格 (千円)	除却の 予定年月日	除却等による減少能力
本社 (東京都港区)	建物附属設備	1,749	平成28年6月	-

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,100,000
計	4,100,000

(注) 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,500,000株増加し、4,100,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,034,560	非上場	単元株式数 100株
計	1,034,560	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は931,104株増加し、1,034,560株となっております。
2. 平成27年11月20日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成18年11月30日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数 (個)	12 (注) 2	12 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	96 (注) 2	960 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	625 (注) 3	63 (注) 1、3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月1日 至 平成32年3月31日	自 平成20年12月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 625 資本組入額 313	発行価格 63 資本組入額 32 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成20年12月1日付の株式分割 (1:2) 及び平成25年1月31日付の株式分割 (1:4) の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、80株であります。

ただし、平成18年11月30日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成18年11月30日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(1) 株式公開日と平成20年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。

(2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。

(3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。

(4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成32年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	20（注）2	20（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160（注）2	1,600（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月1日 至 平成32年3月31日	自 平成20年12月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成20年12月1日付の株式分割（1：2）及び平成25年1月31日付の株式分割（1：4）の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、80株あります。

ただし、平成19年12月7日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成19年12月7日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいざれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1}{\text{時価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (1) 株式公開日と平成20年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成32年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権 平成20年12月15日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	20（注）2	20（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80（注）2	800（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月1日 至 平成32年3月31日	自 平成22年12月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の謙渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成25年1月31日付の株式分割（1：4）の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、平成20年12月15日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成20年12月15日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
- (1) 株式公開日と平成22年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成32年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	31（注）2	31（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	124（注）2	1,240（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月1日 至 平成32年3月31日	自 平成23年12月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成25年1月31日付の株式分割（1：4）の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、平成21年12月15日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成21年12月15日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいざれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (1) 株式公開日と平成23年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成32年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権 平成22年12月15日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	57（注）2	57（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	228（注）2	2,280（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月1日 至 平成32年3月31日	自 平成24年12月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の謙渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成25年1月31日付の株式分割（1：4）の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、平成22年12月15日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成22年12月15日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
- (1) 株式公開日と平成24年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成32年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	61（注）2	61（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	244（注）2	2,440（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月1日 至 平成33年3月31日	自 平成25年12月1日 至 平成33年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成25年1月31日付の株式分割（1：4）の効力発生により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、平成23年12月15日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成23年12月15日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいざれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (1) 株式公開日と平成25年12月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成33年3月31日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

第9回新株予約権 平成26年3月28日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	264（注）2	264（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	264（注）2	2,640（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月20日	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の謙渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

- 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。
ただし、平成26年3月20日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。
調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 3. 平成26年3月20日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
 - i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (1) 株式公開日と平成28年4月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
 - (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
 - (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成36年3月20日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	446（注）2	393（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	446（注）2	3,930（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,250（注）3	625（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月20日	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,250 資本組入額 3,125	発行価格 625（注）1 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、平成26年3月20日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成26年3月20日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(1) 株式公開日と平成28年4月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。

- (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
- (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
- (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成36年3月20日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

第11回新株予約権 平成27年3月27日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	534（注）2	461（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	534（注）2	4,610（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	13,000（注）3	1,300（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 平成37年3月13日	自 平成29年4月1日 至 平成37年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 13,000 資本組入額 6,500	発行価格 1,300（注）1 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、平成27年3月13日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 平成27年3月13日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいざれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

- (1) 株式公開日と平成29年4月1日のいざれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
- (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
- (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
- (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成37年3月13日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

5. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	—	9,530（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	9,530（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	2,600（注）2
新株予約権の行使期間	—	自 平成29年11月20日 至 平成37年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 2,600 資本組入額 1,300
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株あります。

ただし、平成27年11月30日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 平成27年11月30日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいざれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1}{\text{時価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

- (1) 株式公開日と平成29年11月20日のいざれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。
- (2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。
- (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。

- (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成37年10月30日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

4. 謙渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年1月31日 (注) 1.	77,592	103,456	—	48,160	—	—
平成27年11月20日 (注) 2.	931,104	1,034,560	—	48,160	—	—

(注) 1. 株式分割（1：4）によるものであります。

2. 株式分割（1：10）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	3	15	20	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	600	—	969	8,776	10,345	60
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	5.80	—	9.37	84.83	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年2月29日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,034,500	10,345	—
単元未満株式	普通株式 60	—	—
発行済株式総数	1,034,560	—	—
総株主の議決権	—	10,345	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成18年11月30日臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社従業員 10名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員2名となっております。

第3回新株予約権 平成19年12月7日臨時株主総会決議

決議年月日	平成19年12月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員3名となっております。

第4回新株予約権 平成20年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成20年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員3名となっております。

第5回新株予約権 平成21年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成21年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。

第6回新株予約権 平成22年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成22年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員11名となっております。

第7回新株予約権 平成23年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成23年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員15名となっております。

第9回新株予約権 平成26年3月28日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員20名となっております。

第10回新株予約権 平成26年3月28日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社従業員 44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員36名となっております。

第11回新株予約権 平成27年3月27日臨時株主総会決議

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社従業員 57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員50名となっております。

第12回新株予約権 平成27年11月19日臨時株主総会決議

決議年月日	平成27年11月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 64名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員61名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、社内システムへの投資や今後の成長に資する人員の採用や広告宣伝に係る支出に有効活用していく所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の剰余金の配当を期末に行なうことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議で行なうことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長 兼 ソーシャル・ウェブメディア事業部長	各務 正人	昭和48年4月11日生	平成10年7月 UBS証券株式会社 入社 平成11年3月 ドイツ証券株式会社 入社 平成13年2月 ウェブメソッド株式会社 入社 平成16年10月 ユニーク・エクスペリエンス株式会社(現 当社) 設立 代表取締役社長 就任(現任)	(注)3	781,000
取締役	ビジネス・ウェブアプリケーション事業部長	渡辺 信明	昭和53年4月21日生	平成13年4月 エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社 入社 平成15年11月 ウェブメソッド株式会社 入社 平成18年1月 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	60,560
取締役	管理部長	山本 慶一	昭和49年12月13日生	平成12年4月 株式会社光通信 入社 平成13年4月 株式会社グローバルキャピタルマネージメント 入社 平成14年4月 ファイヤー・ポンド・ジャパン株式会社 入社 平成16年1月 Aetos Japan, LLC 入社 平成26年2月 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	4,500
取締役	—	黒田 真行	昭和40年3月13日生	平成1年4月 株式会社リクルート 入社 平成24年4月 株式会社Biz-IQ 取締役 就任 平成24年10月 株式会社Biz-IQ 取締役 退任 平成25年4月 株式会社リクルートドクターズキャリア 取締役 就任 平成26年3月 株式会社リクルートドクターズキャリア 取締役 退任 平成26年6月 株式会社リクルートキャリア(旧株式会社リクルート) 退職 平成26年7月 ワーカーズイニシアティブ株式会社 代表取締役 就任(現任) 平成26年9月 ルーセントドアーズ株式会社 代表取締役 就任(現任) 平成27年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	800
常勤監査役	—	直井 隆徳	昭和22年9月12日生	昭和46年4月 沖電気工業株式会社 入社 平成20年6月 アップル国際特許事務所 入所 平成26年2月 当社 監査役 就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	下山 秀夫	昭和32年10月27日生	昭和56年10月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 平成元年10月 下山公認会計士事務所 開所 平成16年6月 ケル株式会社 監査役 就任 平成18年9月 当社 監査役 就任(現任) 平成24年6月 株式会社フィスコ 監査役 就任	(注)4	—
監査役	—	中山 要治郎	昭和23年4月25日生	昭和47年4月 沖電気工業株式会社 入社 平成14年5月 株式会社ブロードリンク 設立 代表取締役 就任(現任) 平成26年2月 当社 監査役 就任(現任)	(注)4	—
計						846,860

- (注) 1. 取締役 黒田真行は、社外取締役であります。
 2. 監査役 直井隆徳、下山秀夫及び中山要治郎は、社外監査役であります。
 3. 平成27年11月19日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 平成27年11月19日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

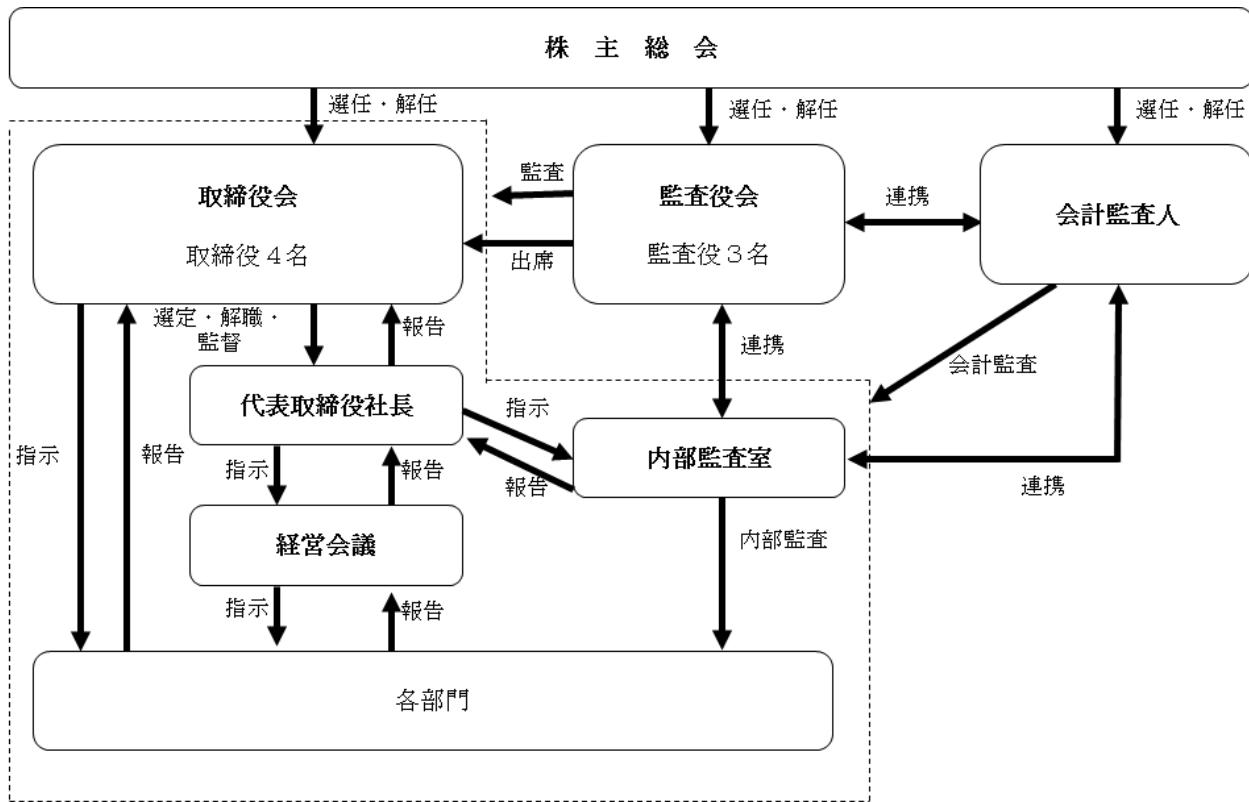
当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の安定的な向上と株主重視の立場に立つて経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、迅速且つ適切な情報開示を実施すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、以下の体制により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

ハ 取締役会

取締役会は、常勤の取締役3名及び非常勤の社外取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

ニ 監査役及び監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定期取締役会並びに臨時取締役会及び経営会

議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議され、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

ホ 経営会議

経営会議は、代表取締役、各部門責任者（事業部長（取締役）、グループリーダー）で構成されております。経営会議は、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

ヘ その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。内部監査は、管理部、ビジネス・ウェブアプリケーション事業部それぞれから選出した内部監査担当者2名による相互監査で実施され、監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者のモニタリングによって行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社外監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

なお、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

ト 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室を設置しております。但し、当社は会社組織が比較的小さく、人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者は他部署との兼務となっております。具体的には、代表取締役が任命した管理部の従業員と、ビジネス・ウェブアプリケーション事業部担当取締役の2名により、自己監査とならないような監査体制としております。内部監査担当者は、代表取締役の確認を受けた監査結果及び改善事項を被監査部門に通知し、改善状況の確認を行っており、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

監査役監査につきましては、3名の監査役による監査役会を月1回開催する他、監査計画に基づき、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、重要書類の閲覧等を行っており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

なお、監査役 下山秀夫は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 奥見 正浩

公認会計士 松尾 信吉

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他 4名

④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。当社は、社外役員4名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役黒田真行氏は、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者として幅広い知見が当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社株式800株及び新株予約権400個を保有しております。また、同氏が過去に在籍していた株式会社リクルートキャリアと当社の間には営業取引が発生しておりますが、金額的重要性を鑑み、独立性に影響はないと判断しております。なお、上記以外に人的関係、重要な取引関係はありません。

社外監査役直井隆徳氏は新株予約権100個を保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。業界全体に対する広い見識と知的財産権に対する幅広い知見を有するため、社外監査役として選任しております。

社外監査役下山秀夫氏は、新株予約権150個を保有しております。過去に当社の税務に係る助言を受けておりましたが、現在取引関係はありません。公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため社外役員として選任しております。

社外監査役中山要治郎氏は新株予約権100個を保有しておりますが、人的関係、取引関係はありません。IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と取締役の職務の執行全般にわたり適正性を確保するために社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準または方針はありませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を参考に選任しております。

なお、当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を1名選任し、また、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、役員の半数以上を社外役員とすることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役と社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集、提言を行うとともに、適宜、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて打合せを行い、相互連携を図っております。

⑤ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第11期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	71,500	71,500	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	5,160	5,160	—	—	4

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,000	—	12,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社の連結子会社であった株式会社ハラキリは平成26年3月28日付で精算結了しております。そのため当事業年度の連結財務諸表及び第3四半期累計期間の四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	199,500	208,007
売掛金	167,126	181,274
前払費用	18,575	15,007
繰延税金資産	7,568	11,197
未収入金	6,661	—
その他	866	—
貸倒引当金	△1,002	△1,087
流动資産合計	399,295	414,398
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	3,607	3,607
減価償却累計額	△275	△896
建物附属設備（純額）	3,332	2,710
工具、器具及び備品	10,499	11,605
減価償却累計額	△4,145	△8,088
工具、器具及び備品（純額）	6,353	3,516
有形固定資産合計	9,686	6,226
無形固定資産		
ソフトウエア	732	1,459
無形固定資産合計	732	1,459
投資その他の資産		
敷金及び保証金	5,355	5,133
繰延税金資産	6	77
その他	57	87
投資その他の資産合計	5,420	5,299
固定資産合計	15,838	12,985
資産合計	415,133	427,384
負債の部		
流动負債		
買掛金	117,846	33,039
未払金	10,431	4,678
未払費用	74,685	79,959
未払法人税等	15,046	24,454
未払消費税等	12,190	28,580
前受金	8,638	16,169
預り金	3,635	4,233
賞与引当金	11,811	23,603
返金引当金	402	378
流动負債合計	254,687	215,097
負債合計	254,687	215,097
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,160	48,160
利益剰余金		
その他利益剰余金	112,286	164,126
繰越利益剰余金	112,286	164,126
利益剰余金合計	160,446	212,286
株主資本合計	160,446	212,286
純資産合計	415,133	427,384
負債純資産合計		

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	334,553
売掛金	202,884
仕掛品	3,803
その他	37,722
貸倒引当金	△1,217
流動資産合計	<u>577,746</u>

固定資産

有形固定資産	4,998
無形固定資産	1,194
投資その他の資産	5,155
固定資産合計	<u>11,348</u>

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	46,435
未払法人税等	52,226
賞与引当金	32,486
返金引当金	278
未払費用	59,400
その他	65,492
流動負債合計	<u>256,319</u>

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	48,160
利益剰余金	284,615
株主資本合計	<u>332,775</u>

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	905,057	945,346
売上原価	515,989	433,096
売上総利益	389,067	512,250
販売費及び一般管理費	※ 310,848	※ 432,513
営業利益	78,218	79,737
営業外収益		
受取利息	28	39
助成金収入	—	800
雑収入	0	4
営業外収益合計	29	844
営業外費用		
為替差損	7	—
営業外費用合計	7	—
経常利益	78,240	80,581
特別利益		
受取損害賠償金	5,000	2,102
特別利益合計	5,000	2,102
特別損失		
子会社整理損	4,276	—
特別損失合計	4,276	—
税引前当期純利益	78,964	82,684
法人税、住民税及び事業税	21,342	34,544
法人税等調整額	7,966	△3,699
法人税等合計	29,309	30,845
当期純利益	49,655	51,839

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 仕入高		9,954	1.9	16,649	3.8
II 労務費		181,536	35.2	184,895	42.7
III 経費	※1	324,498	62.9	231,550	53.5
売上原価		515,989	100.0	433,096	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度(千円) (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
外注費	265,562	162,629
賃借料	32,846	38,390

※2 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

売上高	865,099
売上原価	336,309
売上総利益	528,790
販売費及び一般管理費	340,107
営業利益	188,683
営業外収益	
受取利息	20
助成金収入	500
為替差益	4
営業外収益合計	524
営業外費用	
その他	0
営業外費用合計	0
経常利益	189,207
税引前四半期純利益	189,207
法人税等	68,718
四半期純利益	120,488

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計					
	利益剰余金		利益剰余金合計							
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
	繰越利益剰余金									
当期首残高	48,160	62,631	62,631	110,791	110,791					
当期変動額										
当期純利益		49,655	49,655	49,655	49,655					
当期変動額合計	—	49,655	49,655	49,655	49,655					
当期末残高	48,160	112,286	112,286	160,446	160,446					

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計					
	利益剰余金		利益剰余金合計							
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
	繰越利益剰余金									
当期首残高	48,160	112,286	112,286	160,446	160,446					
当期変動額										
当期純利益		51,839	51,839	51,839	51,839					
当期変動額合計	—	51,839	51,839	51,839	51,839					
当期末残高	48,160	164,126	164,126	212,286	212,286					

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成25年4月1日 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成26年4月1日 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	78,964	82,684
減価償却費	3,726	4,961
貸倒引当金の増減額（△は減少）	524	84
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,956	11,792
受取利息	△28	△39
受取損害賠償金	△5,000	△2,102
子会社整理損	4,276	—
売上債権の増減額（△は増加）	△87,449	△14,148
仕入債務の増減額（△は減少）	108,899	△84,806
前払費用の増減額（△は増加）	△13,297	3,568
未払金の増減額（△は減少）	4,168	△5,753
未払消費税等の増減額（△は減少）	7,011	16,390
未払費用の増減額（△は減少）	31,106	5,274
前受金の増減額（△は減少）	△825	7,530
その他	1,240	1,662
小計	136,273	27,099
利息の受取額	28	39
法人税等の支払額	△18,473	△25,136
損害賠償金による収入	5,000	2,102
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,828	4,105
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,723	△1,105
無形固定資産の取得による支出	△640	△1,124
保険積立金の積立による支出	△30	△30
敷金及び保証金の差入による支出	△8,462	—
敷金及び保証金の返還による収入	—	6,661
子会社の清算による収入	4,793	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,062	4,401
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	106,766	8,506
現金及び現金同等物の期首残高	92,734	199,500
現金及び現金同等物の期末残高	※ 199,500	※ 208,007

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～5年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～5年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度68%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度32%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	59,193千円	76,660千円
給与手当	58,548	94,601
賞与	26,211	47,919
法定福利費	14,806	27,593
賞与引当金繰入額	11,811	23,603
広告宣伝費	17,628	35,437
減価償却費	3,726	4,961

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	103,456	—	—	103,456
合計	103,456	—	—	103,456
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	103,456	—	—	103,456
合計	103,456	—	—	103,456
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	199,500千円	208,007千円
現金及び現金同等物	199,500	208,007

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	199,500	199,500	—
(2) 売掛金	167,126	167,126	—
資産計	366,626	366,626	—
(1) 買掛金	117,846	117,846	—
(2) 未払法人税等	15,046	15,046	—
(3) 未払消費税等	12,190	12,190	—
負債計	132,892	132,892	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	199,500	—	—	—
売掛金	167,126	—	—	—
合計	366,626	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	208,007	208,007	—
(2) 売掛金	181,274	181,274	—
資産計	389,282	389,282	—
(1) 買掛金	33,039	33,039	—
(2) 未払法人税等	24,454	24,454	—
(3) 未払消費税等	28,580	28,580	—
負債計	57,493	57,493	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	208,007	—	—	—
売掛金	181,274	—	—	—
合計	389,282	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 10名 子会社従業員 1名	当社従業員 9名 子会社従業員 1名	当社従業員 12名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 1,632株	普通株式 488株	普通株式 308株
付与日	平成18年12月25日	平成19年12月25日	平成20年12月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成20年12月1日から 平成28年3月31日まで	平成20年12月1日から 平成28年3月31日まで	平成22年12月1日から 平成30年3月31日まで

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名	当社従業員 16名	当社従業員 23名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 312株	普通株式 328株	普通株式 360株
付与日	平成21年12月25日	平成22年12月25日	平成23年12月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成23年12月1日から 平成31年3月31日まで	平成24年12月1日から 平成32年3月31日まで	平成25年12月1日から 平成33年3月31日まで

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29名	当社従業員 22名	当社取締役 1名 当社従業員 44名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 90株	普通株式 280株	普通株式 460株
付与日	平成25年2月25日	平成26年3月31日	平成26年3月31日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成26年12月1日から 平成34年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで

- (注) 1. 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株）による分割前の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	96	160	104
付与	—	—	—
失効	—	—	24
権利確定	—	—	—
未確定残	96	160	80
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	180	284	340
付与	—	—	—
失効	—	56	72
権利確定	56	—	—
未確定残	124	228	268
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	90	—	—
付与	—	280	460
失効	90	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	280	460
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割前の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	625	6,250	6,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	6,250	6,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	6,250	6,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割前の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっています。また、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の前事業年度末における本源的価値の合計額及び前事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値合計額

ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の合計額	一千円
ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 10名 子会社従業員 1名	当社従業員 9名 子会社従業員 1名	当社従業員 12名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 1,632株	普通株式 488株	普通株式 308株
付与日	平成18年12月25日	平成19年12月25日	平成20年12月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成20年12月1日から 平成32年3月31日まで	平成20年12月1日から 平成32年3月31日まで	平成22年12月1日から 平成32年3月31日まで

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名	当社従業員 16名	当社従業員 23名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 312株	普通株式 328株	普通株式 360株
付与日	平成21年12月25日	平成22年12月25日	平成23年12月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成23年12月1日から 平成32年3月31日まで	平成24年12月1日から 平成32年3月31日まで	平成25年12月1日から 平成33年3月31日まで

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名	当社取締役 1名 当社従業員 44名	当社取締役 1名 当社従業員 57名
株式の種類別のストックオプション数（注）1、2	普通株式 280株	普通株式 460株	普通株式 534株
付与日	平成26年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
権利確定条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで	平成29年4月1日から 平成37年3月13日まで

- (注) 1. 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割前の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	96	160	80
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	96	160	80
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	124	228	268
付与	—	—	—
失効	—	—	24
権利確定	—	—	—
未確定残	124	228	244
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	280	460	—
付与	—	—	534
失効	16	14	—
権利確定	—	—	—
未確定残	264	446	534
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割前の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	625	6,250	6,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	6,250	6,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	6,250	13,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成20年12月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び平成25年1月31日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

平成27年11月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割前の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっています。また、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の合計額	一千円
ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	4,383千円
未払事業税	1,576
未払金	815
その他	793
合計	7,568
繰延税金資産（固定）	
敷金及び保証金	6
合計	6
繰延税金資産合計	7,575

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.8%から37.1%に変更されております。

なお、この税率変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成27年3月31日)	
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	7,803千円
未払事業税	2,121
未払金	1,147
その他	125
合計	11,197
繰延税金資産（固定）	
敷金及び保証金	77
合計	77
繰延税金資産合計	11,275

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.1%から平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

その結果、繰延税金資産の金額が1,383千円減少し、当該事業年度に計上された法人税等調整額が1,383千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基盤とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「ソーシャル・ウェブメディア事業」、「ビジネス・ウェブアプリケーション事業」の2つを報告セグメントとしています。

「ソーシャル・ウェブメディア事業」は、主に企業や業界の口コミ情報と就職・転職サービスを提供するサイト運営を行っております。「ビジネス・ウェブアプリケーション事業」は自社クラウド製品及びコンサルティングサービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 3
	ソーシャル・ウェブメディア事業	ビジネス・ウェブアプリケーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	358,424	546,632	905,057	—	905,057
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	358,424	546,632	905,057	—	905,057
セグメント利益	67,939	62,223	130,162	△51,943	78,218

(注) 1. セグメント利益の調整額△51,943千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基盤とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「ソーシャル・ウェブメディア事業」、「ビジネス・ウェブアプリケーション事業」の2つを報告セグメントとしています。

「ソーシャル・ウェブメディア事業」は、主に企業や業界の口コミ情報と就職・転職サービスを提供するサイト運営を行っております。「ビジネス・ウェブアプリケーション事業」は自社クラウド製品及びコンサルティングサービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 3
	ソーシャル・ウェブメディア事業	ビジネス・ウェブアプリケーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	439,594	505,752	945,346	—	945,346
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	439,594	505,752	945,346	—	945,346
セグメント利益	117,560	79,223	196,784	△117,046	79,737

- (注) 1. セグメント利益の調整額△117,046千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. 報告セグメントごとの資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。
3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	228,056	ビジネス・ウェブアプリケーション事業
らでいつしゅぼーや株式会社	218,899	ビジネス・ウェブアプリケーション事業

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	193,584	ビジネス・ウェブアプリケーション事業
らでいつしゅぼーや株式会社	124,352	ビジネス・ウェブアプリケーション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	155.09円
1株当たり当期純利益金額	48.00円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額（千円）	49,655
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	49,655
期中平均株式数（株）	1,034,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類（新株予約権の数947個） 新株予約権の詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	205.20円
1株当たり当期純利益金額	50.11円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成27年10月30日開催の取締役会決議により、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
当期純利益金額（千円）	51,839
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	51,839
期中平均株式数（株）	1,034,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権9種類（新株予約権の 数1,445個） 新株予約権の詳細は「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 株式分割

当社は平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月20日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成27年10月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	103,456株
今回の分割により増加する株式数	931,104株
株式分割後の発行済株式総数	1,034,560株
株式分割後の発行可能株式総数	4,100,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年11月20日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成27年11月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第244条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、平成27年11月30日に下記のとおり割り当てました。

第12回新株予約権

新株予約権の数（個）	9,530（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,530（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,600（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月20日 至 平成37年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,600 資本組入額 1,300
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、平成27年11月30日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 平成27年11月30日以後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場（以下、「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(1) 株式公開日と平成29年11月20日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年後の応答日の前日までは、割当数の4分の1を上限として行使することができる。

(2) 権利行使開始日から1年後の応答日から権利行使開始日の2年後の応答日の前日までは、割当数の4分の2を上限として行使することができる。

- (3) 権利行使開始日から2年後の応答日から権利行使開始日の3年後の応答日の前日までは、割当数の4分の3を上限として行使することができる。
 - (4) 権利行使開始日から3年後の応答日から平成37年10月30日までは、割当数から(1)乃至(3)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - v その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。
4. 謙渡による新株予約権の取得の制限
- 本新株予約権を謙渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

減価償却費	3,554千円
-------	---------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益計算 書計上額 (注) 2
	ソーシャル・ウ ェブメディア事 業	ビジネス・ウエ ブアプリケーシ ョン事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	449,396	415,702	865,099	—	865,099
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	449,396	415,702	865,099	—	865,099
セグメント利益	208,523	66,624	275,147	△86,464	188,683

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	116.46円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	120,488
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	120,488
普通株式の期中平均株式数（株）	1,034,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかっ た潜在株式で、前事業年度末から重要な変動が あったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	3,607	—	—	3,607	896	621	2,710
工具、器具及び備品	10,499	1,105	—	11,605	8,088	3,942	3,516
有形固定資産計	14,107	1,105	—	15,212	8,985	4,564	6,226
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	2,264	805	396	1,459
無形固定資産計	—	—	—	2,264	805	396	1,459

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,002	1,087	—	1,002	1,087
賞与引当金	11,811	23,603	11,811	—	23,603
返金引当金	402	378	—	402	378

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 返金引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は返金実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	451
預金	
普通預金	207, 555
合計	208, 007

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	35, 074
らでいっしゅぼーや株式会社	34, 604
株式会社セールスフォース・ドットコム	22, 199
株式会社インテリジェンス	17, 685
株式会社DNP情報システム	15, 138
その他	56, 573
合計	181, 274

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
167, 126	1, 020, 594	1, 006, 446	181, 274	84. 7	62. 3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジーズ	15,922
エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社	6,912
株式会社アルネット	5,906
恒和システム株式会社	1,660
株式会社ワクト	864
その他	1,774
合計	33,039

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
給与手当等	33,279
賞与手当等	32,530
法人カード	3,780
大和証券株式会社	1,944
株式会社ファンコミュニケーションズ	1,182
その他	7,242
合計	79,959

ハ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
未払法人税	14,861
未払事業税	6,417
未払住民税	3,175
合計	24,454

ニ. 未払消費税等

区分	金額 (千円)
消費税及び地方消費税	28,580
合計	28,580

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）3
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.globalway.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年3月31日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	渡辺 信明	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10位)	1,000	15,000,000 (15,000) (注) 5	経営参画意識向上のため
平成27年3月31日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	山本 慶一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10位) (注) 6	450	6,750,000 (15,000) (注) 5	経営参画意識向上のため
平成27年3月31日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	太田 達志	東京都大田区	当社の従業員、特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 6	300	4,500,000 (15,000) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	株式会社ディスク 代表取締役 夏井 丈俊	東京都文京区後楽2-15-1	特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 6	30,000	78,000,000 (2,600) (注) 5	取引関係強化のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	株式会社インテリジエンス 代表取締役 高橋 広敏	東京都千代田区丸の内2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 6	30,000	78,000,000 (2,600) (注) 5	取引関係強化のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	黒田 真行	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10位) (注) 6	800	2,080,000 (2,600) (注) 5	経営参画意識向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	宮内 郁美	横浜市神奈川区	当社の従業員	700	1,820,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	吉村 英明	横浜市磯子区	当社の従業員	700	1,820,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	ウルバート ダニエル	東京都世田谷区	当社の従業員	700	1,820,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	鶴見 昌久	川崎市宮前区	当社の従業員	500	1,300,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	小山 義一	東京都江東区	当社の従業員	500	1,300,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	氏家 英男	東京都板橋区	当社の従業員	500	1,300,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10位）	高家 学久	東京都府中市	当社の従業員	500	1,300,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10位）	服部 晃	東京都世田谷区	当社の従業員	200	520,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10位）	塙田 聖	東京都墨田区	当社の従業員	200	520,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため
平成27年11月30日	各務 正人	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10位）	バルビエリ アンドレア	川崎市中原区	当社の従業員	200	520,000 (2,600) (注) 5	従業員モチベーション向上のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当社は、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を、当該株式分割後の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、類似会社比準法により算出した価格を基礎として決定しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成26年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成27年11月30日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 280株	普通株式 460株	普通株式 534株	普通株式 9,630株
発行価格	6,250円 (注) 3	6,250円 (注) 3	13,000円 (注) 3	2,600円 (注) 3
資本組入額	3,125円	3,125円	6,500円	1,300円
発行価額の総額	1,750,000円	2,875,000円	6,942,000円	25,038,000円
資本組入額の総額	875,000円	1,437,500円	3,471,000円	12,519,000円
発行方法	平成26年3月28日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成26年3月28日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成27年3月27日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成27年11月19日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、類似会社比準方式により算出した価格を基礎として、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき6,250円	1株につき6,250円	1株につき13,000円	1株につき2,600円
行使期間	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月20日まで	平成29年4月1日から 平成37年3月13日まで	平成29年11月20日から 平成37年10月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

(注) 5. 新株予約権①については、退職等により従業員2名16株分の権利が喪失しております。

新株予約権②については、退職等により従業員8名67株分の権利が喪失しております。

新株予約権③については、退職等により従業員7名73株分の権利が喪失しております。

新株予約権④については、退職等により従業員1名100株分の権利が喪失しております。

6. 当社は、平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割前の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、当該株式分割後の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鶴見 昌久	川崎市宮前区	会社員	20	125,000 (6,250)	当社の従業員
小山 義一	東京都江東区	会社員	20	125,000 (6,250)	当社の従業員
服部 晃	東京都世田谷区	会社員	20	125,000 (6,250)	当社の従業員
ウルバート ダニエル	東京都世田谷区	会社員	16	100,000 (6,250)	当社の従業員
吉村 英明	横浜市磯子区	会社員	16	100,000 (6,250)	当社の従業員
高家 学久	東京都府中市	会社員	16	100,000 (6,250)	当社の従業員
庄村 純	東京都荒川区	会社員	16	100,000 (6,250)	当社の従業員
宮内 郁美	横浜市神奈川区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
伊部 祐美子	東京都大田区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
下川 佳孝	東京都千代田区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
山本 眞弓	東京都品川区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
茂木 豊	東京都大田区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
小方 恒紀	横浜市中区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
松永 ハルオ	東京都足立区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
藤城 ハリー	東京都品川区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
西原 勝也	千葉県習志野市	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
石井 賢一	東京都小金井市	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
リード イライジヤ	東京都墨田区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
梶川 洋司	川崎市高津区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
森 正則	埼玉県北葛飾郡松伏町	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員

(注) 1. 平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山本 慶一	東京都世田谷区	会社役員	45	281,250 (6,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
太田 達志	東京都大田区	会社員	24	150,000 (6,250)	当社の従業員
小山 義一	東京都江東区	会社員	24	150,000 (6,250)	当社の従業員
氏家 英男	東京都板橋区	会社員	24	150,000 (6,250)	当社の従業員
服部 晃	東京都世田谷区	会社員	18	112,500 (6,250)	当社の従業員
塙田 聖	東京都墨田区	会社員	18	112,500 (6,250)	当社の従業員
バルビエリ アンドレア	東京都新宿区	会社員	18	112,500 (6,250)	当社の従業員
鶴見 昌久	川崎市宮前区	会社員	16	100,000 (6,250)	当社の従業員
森 裕介	神奈川県鎌倉市	会社員	13	81,250 (6,250)	当社の従業員
古瀬 賢一	東京都港区	会社員	13	81,250 (6,250)	当社の従業員
ウルバート ダニエル	東京都世田谷区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
高家 学久	東京都府中市	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
森 正則	埼玉県北葛飾郡松伏町	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
国吉 央起	東京都台東区	会社員	12	75,000 (6,250)	当社の従業員
下川 佳孝	東京都千代田区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
山本 真弓	東京都品川区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
茂木 豊	東京都大田区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
松永 ハルオ	東京都足立区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
庄村 純	東京都荒川区	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
西原 勝也	千葉県習志野市	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
小野 俊樹	埼玉県所沢市	会社員	8	50,000 (6,250)	当社の従業員
石井 賢一	東京都小金井市	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
リード イライジャ	東京都墨田区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
梶川 洋司	川崎市高津区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
小方 恒紀	横浜市中区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
藤城 ハリー	東京都品川区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
川田 詩織	東京都足立区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
後藤 悠太	横浜市青葉区	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
大高 大輔	千葉県流山市	会社員	6	37,500 (6,250)	当社の従業員
吉村 英明	神奈川県磯子区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
糸数 康文	東京都江東区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
室井 康江	横浜市西区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
神田 真世	東京都杉並区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
佐藤 明日香	川崎市川崎区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
富永 ゆきの	東京都北区	会社員	4	25,000 (6,250)	当社の従業員
宮内 郁美	横浜市神奈川区	会社員	2	12,500 (6,250)	当社の従業員
伊部 祐美子	東京都大田区	会社員	2	12,500 (6,250)	当社の従業員

(注) 1. 平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山本 慶一	東京都世田谷区	会社役員	35	455,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
太田 達志	東京都大田区	会社員	18	234,000 (13,000)	当社の従業員
小山 義一	東京都江東区	会社員	18	234,000 (13,000)	当社の従業員
氏家 英男	東京都板橋区	会社員	18	234,000 (13,000)	当社の従業員
吉田 圭吾	横浜市港南区	会社員	16	208,000 (13,000)	当社の従業員
久保村 正樹	東京都目黒区	会社員	16	208,000 (13,000)	当社の従業員
場田 聖	東京都墨田区	会社員	14	182,000 (13,000)	当社の従業員
バルビエリ アンドレア	川崎市中原区	会社員	14	182,000 (13,000)	当社の従業員
古瀬 賢一	東京都港区	会社員	14	182,000 (13,000)	当社の従業員
森 裕介	神奈川県鎌倉市	会社員	12	156,000 (13,000)	当社の従業員
後藤 悠太	横浜市青葉区	会社員	11	143,000 (13,000)	当社の従業員
横澤 剛	川崎市高津区	会社員	11	143,000 (13,000)	当社の従業員
糸数 康文	東京都江戸川区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
小野 俊樹	埼玉県所沢市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
川田 詩織	東京都品川区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
大高 大輔	千葉県流山市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
細谷 恵子	横浜市戸塚区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
古川 嘉美	東京都大田区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
上井 永津子	東京都江戸川区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
カップ チョン ホアン	埼玉県三郷市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
ポルス ベルトラン	神奈川県座間市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
小池 希実	東京都目黒区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
櫻井 和樹	東京都品川区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松井 雄太	東京都墨田区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
黒岩 鉄也	東京都三鷹市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
八木下 遼	埼玉県草加市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
西原 勝也	千葉県習志野市	会社員	9	117,000 (13,000)	当社の従業員
服部 晃	東京都世田谷区	会社員	9	117,000 (13,000)	当社の従業員
国吉 央起	東京都台東区	会社員	9	117,000 (13,000)	当社の従業員
神田 真世	東京都杉並区	会社員	9	117,000 (13,000)	当社の従業員
佐藤 明日香	川崎市川崎区	会社員	9	117,000 (13,000)	当社の従業員
室井 康江	横浜市西区	会社員	7	91,000 (13,000)	当社の従業員
富永 ゆきの	東京都北区	会社員	7	91,000 (13,000)	当社の従業員
松永 ハルオ	東京都足立区	会社員	6	78,000 (13,000)	当社の従業員
藤城 ハリー	横浜市中区	会社員	6	78,000 (13,000)	当社の従業員
山辺 風香	千葉県船橋市	会社員	6	78,000 (13,000)	当社の従業員
立石 純子	さいたま市浦和区	会社員	6	78,000 (13,000)	当社の従業員
森 正則	埼玉県北葛飾郡松伏町	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
鶴見 昌久	川崎市宮前区	会社員	4	52,000 (13,000)	当社の従業員
ウルバート ダニエル	東京都世田谷区	会社員	4	52,000 (13,000)	当社の従業員
高家 学久	東京都府中市	会社員	4	52,000 (13,000)	当社の従業員
宮内 郁美	横浜市神奈川区	会社員	4	52,000 (13,000)	当社の従業員
伊部 祐美子	東京都大田区	会社員	4	52,000 (13,000)	当社の従業員
下川 佳孝	東京都千代田区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
山本 眞弓	東京都品川区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
庄村 純	東京都荒川区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石井 賢一	東京都小金井市	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
リード イライジャ	東京都墨田区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
梶川 洋司	川崎市高津区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
小方 恒紀	横浜市中区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員
吉村 英明	横浜市磯子区	会社員	2	26,000 (13,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成27年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
黒田 真行	東京都杉並区	会社役員	400	1,040,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
梁 行秀	東京都練馬区	会社員	360	936,000 (2,600)	当社の従業員
山口 智功	千葉県松戸市	会社員	360	936,000 (2,600)	当社の従業員
山本 慶一	東京都世田谷区	会社役員	350	910,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
千葉 麻衣	東京都江戸川区	会社員	210	546,000 (2,600)	当社の従業員
林 佑香	千葉県野田市	会社員	210	546,000 (2,600)	当社の従業員
吉田 圭吾	横浜市港南区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
久保村 正樹	東京都目黒区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
曾根 一貫	東京都豊島区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
コクヒン ジョエル ラミレス	横浜市栄区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
ワン ユン	東京都港区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
クマール ヴアイズハブ	東京都港区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
リュウ チホウ	東京都大田区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
播本 真和	川崎市中原区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
フローレス ジャック ロード カナザレス	東京都葛飾区	会社員	200	520,000 (2,600)	当社の従業員
松永 ハルオ	東京都足立区	会社員	180	468,000 (2,600)	当社の従業員
太田 達志	東京都大田区	会社員	180	468,000 (2,600)	当社の従業員
氏家 英男	東京都板橋区	会社員	180	468,000 (2,600)	当社の従業員
小山 義一	東京都江東区	会社員	170	442,000 (2,600)	当社の従業員
細谷 恵子	横浜市戸塚区	会社員	150	390,000 (2,600)	当社の従業員
八木下 遼	埼玉県草加市	会社員	150	390,000 (2,600)	当社の従業員
下山 秀夫	東京都西東京市	会社役員	150	390,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
糸数 康文	東京都江戸川区	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員
小野 俊樹	埼玉県所沢市	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古瀬 賢一	東京都港区	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員
森 裕介	神奈川県鎌倉市	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員
後藤 悠太	横浜市青葉区	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員
櫻井 和樹	東京都品川区	会社員	140	364,000 (2,600)	当社の従業員
高家 学久	東京都府中市	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
鶴見 昌久	川崎市宮前区	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
服部 晃	東京都世田谷区	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
塙田 聖	東京都墨田区	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
バルビエリ アンドレア	川崎市中原区	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
山辺 風香	千葉県船橋市	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
立石 純子	さいたま市浦和区	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
カップ チョン ホアン	埼玉県三郷市	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
ポルス ベルトラン	神奈川県座間市	会社員	130	338,000 (2,600)	当社の従業員
石井 賢一	東京都小金井市	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
下川 佳孝	東京都千代田区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
山本 真弓	東京都品川区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
森 正則	埼玉県北葛飾郡松伏町	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
庄村 純	東京都荒川区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
西原 勝也	千葉県習志野市	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
川田 詩織	東京都品川区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
国吉 央起	東京都台東区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
大高 大輔	千葉県流山市	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
神田 真世	東京都杉並区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
佐藤 明日香	川崎市川崎区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古川 嘉美	東京都大田区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
上井 永津子	東京都江戸川区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
小池 希実	東京都目黒区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
松井 雄太	東京都墨田区	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
黒岩 鉄也	東京都三鷹市	会社員	100	260,000 (2,600)	当社の従業員
直井 隆徳	さいたま市浦和区	会社役員	100	260,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中山 要治郎	埼玉県川口市	会社役員	100	260,000 (2,600)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
横澤 剛	川崎市高津区	会社員	90	234,000 (2,600)	当社の従業員
室井 康江	横浜市西区	会社員	90	234,000 (2,600)	当社の従業員
富永 ゆきの	東京都北区	会社員	90	234,000 (2,600)	当社の従業員
宮内 郁美	横浜市神奈川区	会社員	80	208,000 (2,600)	当社の従業員
伊部 祐美子	東京都大田区	会社員	80	208,000 (2,600)	当社の従業員
吉村 英明	横浜市磯子区	会社員	80	208,000 (2,600)	当社の従業員
ウルバート ダニエル	東京都世田谷区	会社員	80	208,000 (2,600)	当社の従業員
リード イライジャ	東京都墨田区	会社員	70	182,000 (2,600)	当社の従業員
梶川 洋司	川崎市高津区	会社員	70	182,000 (2,600)	当社の従業員
小方 恒紀	横浜市中区	会社員	70	182,000 (2,600)	当社の従業員
藤城 ハリー	横浜市中区	会社員	70	182,000 (2,600)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
各務 正人 (注) 1. 2.	東京都港区	781,000	73.36
ジュン・ヤン (注) 1.	Shanghai, China	96,000	9.02
渡辺 信明 (注) 1. 3	東京都目黒区	60,560	5.69
株式会社ディスコ (注) 1.	東京都文京区後楽2-15-1	30,000	2.82
株式会社インテリジェンス (注) 1.	東京都千代田区丸の内2-4-1	30,000	2.82
佐藤 三朋 (注) 1.	横浜市旭区	16,000	1.50
各務 香奈恵 (注) 1. 5.	東京都港区	8,000	0.75
山本 慶一 (注) 1. 3.	東京都世田谷区	5,650 (1,150)	0.53 (0.11)
太田 達志 (注) 1. 6.	東京都大田区	3,600 (600)	0.34 (0.06)
宮内 郁美 (注) 6.	横浜市神奈川区	2,880 (2,180)	0.27 (0.20)
吉村 英明 (注) 6.	横浜市磯子区	2,480 (1,780)	0.23 (0.17)
伊部 祐美子 (注) 6.	東京都大田区	2,020 (2,020)	0.19 (0.19)
ウルバート ダニエル (注) 6.	東京都世田谷区	1,780 (1,080)	0.17 (0.10)
鶴見 昌久 (注) 6.	川崎市宮前区	1,470 (970)	0.14 (0.09)
高家 学久 (注) 6.	東京都府中市	1,350 (850)	0.13 (0.08)
小山 義一 (注) 6.	東京都江東区	1,290 (790)	0.12 (0.07)
黒田 真行 (注) 1. 3.	東京都杉並区	1,200 (400)	0.11 (0.04)
氏家 英男 (注) 6.	東京都板橋区	1,100 (600)	0.10 (0.06)
下川 佳孝 (注) 6.	東京都千代田区	880 (880)	0.08 (0.08)
服部 晃 (注) 6.	東京都世田谷区	800 (600)	0.08 (0.06)
石井 賢一 (注) 6.	東京都小金井市	700 (700)	0.07 (0.07)
山本 眞弓 (注) 6.	東京都品川区	680 (680)	0.06 (0.06)
塙田 聖 (注) 6.	東京都墨田区	650 (450)	0.06 (0.04)
バルビエリ アンドレア (注) 6.	川崎市中原区	650 (450)	0.06 (0.04)
松永 ハルオ (注) 6.	東京都足立区	600 (600)	0.06 (0.06)
リード イライジャ (注) 6.	東京都墨田区	550 (550)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
梶川 洋司 (注) 6.	川崎市高津区	550 (550)	0.05 (0.05)
庄村 純 (注) 6.	東京都荒川区	520 (520)	0.05 (0.05)
小方 恒紀 (注) 6.	横浜市中区	430 (430)	0.04 (0.04)
古瀬 賢一 (注) 6.	東京都港区	410 (410)	0.04 (0.04)
西原 勝也 (注) 6.	千葉県習志野市	390 (390)	0.04 (0.04)
森 裕介 (注) 6.	神奈川県鎌倉市	390 (390)	0.04 (0.04)
吉田 圭吾 (注) 6.	横浜市港南区	360 (360)	0.03 (0.03)
久保村 正樹 (注) 6.	東京都目黒区	360 (360)	0.03 (0.03)
山口 智功 (注) 6.	千葉県松戸市	360 (360)	0.03 (0.03)
茂木 豊 (注) 6.	東京都大田区	360 (360)	0.03 (0.03)
梁 行秀 (注) 6.	東京都練馬区	360 (360)	0.03 (0.03)
森 正則 (注) 6.	埼玉県北葛飾郡松伏町	350 (350)	0.03 (0.03)
小野 俊樹 (注) 6.	埼玉県所沢市	320 (320)	0.03 (0.03)
藤城 ハリー (注) 6.	横浜市中区	310 (310)	0.03 (0.03)
国吉 央起 (注) 6.	東京都台東区	310 (310)	0.03 (0.03)
後藤 悠太 (注) 6.	横浜市青葉区	310 (310)	0.03 (0.03)
糸数 康文 (注) 6.	東京都江戸川区	280 (280)	0.03 (0.03)
川田 詩織 (注) 6.	東京都品川区	260 (260)	0.02 (0.02)
大高 大輔 (注) 6.	千葉県流山市	260 (260)	0.02 (0.02)
細谷 怜子 (注) 6.	横浜市戸塚区	250 (250)	0.02 (0.02)
八木下 遼 (注) 6.	埼玉県草加市	250 (250)	0.02 (0.02)
櫻井 和樹 (注) 6.	東京都品川区	240 (240)	0.02 (0.02)
カップ チョン ホアン (注) 6.	埼玉県三郷市	230 (230)	0.02 (0.02)
ボルス ベルトラン (注) 6.	神奈川県座間市	230 (230)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
神田 真世 (注) 6.	東京都杉並区	230 (230)	0.02 (0.02)
佐藤 明日香 (注) 6.	川崎市川崎区	230 (230)	0.02 (0.02)
千葉 麻衣 (注) 6.	東京都江戸川区	210 (210)	0.02 (0.02)
林 佑香 (注) 6.	千葉県野田市	210 (210)	0.02 (0.02)
ワン ユン (注) 6.	東京都港区	200 (200)	0.02 (0.02)
コクヒン ジョエル ラミレス (注) 6.	横浜市栄区	200 (200)	0.02 (0.02)
曾根 一貫 (注) 6.	東京都豊島区	200 (200)	0.02 (0.02)
リュウ チホウ (注) 6.	東京都大田区	200 (200)	0.02 (0.02)
黒岩 鉄也 (注) 6.	東京都三鷹市	200 (200)	0.02 (0.02)
室井 康江 (注) 6.	横浜市西区	200 (200)	0.02 (0.02)
松井 雄太 (注) 6.	東京都墨田区	200 (200)	0.02 (0.02)
小池 希実 (注) 6.	東京都目黒区	200 (200)	0.02 (0.02)
横澤 剛 (注) 6.	川崎市高津区	200 (200)	0.02 (0.02)
富永 ゆきの (注) 6.	東京都北区	200 (200)	0.02 (0.02)
古川 嘉美 (注) 6.	東京都大田区	200 (200)	0.02 (0.02)
クマール ヴァイブバブ (注) 6.	東京都港区	200 (200)	0.02 (0.02)
上井 永津子 (注) 6.	東京都江戸川区	200 (200)	0.02 (0.02)
播本 真和 (注) 6.	川崎市中原区	200 (200)	0.02 (0.02)
フローレス ジャック ロード カ ナザレス (注) 6.	東京都葛飾区	200 (200)	0.02 (0.02)
山辺 風香 (注) 6.	千葉県船橋市	190 (190)	0.02 (0.02)
立石 純子 (注) 6.	さいたま市浦和区	190 (190)	0.02 (0.02)
下山 秀夫 (注) 4.	東京都西東京市	150 (150)	0.01 (0.01)
中山 要治郎 (注) 4.	埼玉県川口市	100 (100)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
直井 隆徳（注）4.	さいたま市浦和区	100 (100)	0.01 (0.01)
計	—	1,064,590 (30,030)	100.00 (2.82)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 3. 特別利害関係者等（当社取締役）
 4. 特別利害関係者等（当社監査役）
 5. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者）
 6. 当社従業員
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月9日

株式会社 グローバルウェイ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルウェイの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルウェイの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月9日

株式会社 グローバルウェイ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルウェイの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルウェイの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年3月9日

株式会社 グローバルウェイ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルウェイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルウェイの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

